

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 入札説明書等に関する第1回質問への回答②

※質問は、原則として原文を変えずに掲載しています。
(ただし、頁番号や項目名等の明らかな誤記は修正しています。)

令和8年7月3日

滋賀県

■一般競争入札の公告に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	6	-	7	(2)	その他 (2)	「前金払は行わない、部分払は行う」とありますが、建設業務に関して、年度毎の金額上限はなく、出来高の100%が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が、様式集の「設計業務および建設業務費内訳書」（様式7-14）にて提案した年度ごとの金額をもとに、県の予算を確保し、毎年度の支払可能額を決定します。仮に提案よりも出来高が増えた場合は、支払い可能額を超えた支払いは翌年度以降となります。
2	6	-	7	(2)	その他 (2)	建設企業から協力会社への支払条件改善に取り組んでいるため、年度毎に複数回払い（3ヶ月に1回以上）としていただけないでしょうか。	入札説明書別紙1に記載のとおり、施設整備業務の対価については、毎年度の出来高に応じて支払います。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1	-	-	入札説明書の位置づけ	2025年12月23日公表の実施方針には、別紙1「リスク分担表案」が添付されていました。実施方針への意見質問回答を踏まえ、変更がある場合は、本入札資料にも正式な「リスク分担表」を添付をお願いします。	本事業の事業条件となるリスク分担は、事業契約書（案）等にて定めています。
2	2	第2	-	(4)	本事業の基本方針	年間来園者数：令和22年度（2040年度）100万人以上とありますが、来園者数の算定方法は事業者提案でよろしいでしょうか。現在はどのように算定していますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、実施方針に関する質問への回答No. 175の回答をご参照ください。 【参考】 実施方針に関する質問への回答 No. 175の回答：来園した車両の台数は園内3つのゲートでカウントしています。人数については、以下のとおり算出しています。（車両での来園者） ・1台あたりの人数を以下のとおり設定し、台数を乗じて算出 大型バス 40人 マイクロバス 20人 普通車（平日）2.5人（土日祝）4.5人 自動二輪 1人 障害者減免普通車 3人（自転車や徒歩等での来園者） ・目視により人数を確認
3	6	第2	-	(12)	イ(ア)利用者から得る利用料金収入 及び 要求水準書別添資料23_利用料金の考え方	入札説明書には、 (ア)利用者から得る利用料金収入 県は、事業者を本公園の指定管理者に指定し、本公園内の施設の利用料金は直接、事業者の収入とする。その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、事業者が提案した料金体系を踏まえ県が条例で上限額を定めるものとする。 と記載があり、別添23_利用料金の考え方.pdfには、上限額が記載されているが、この上限額が条例になるということでしょうか。	別添資料23の考え方を基本に条例上の利用料金の上限額を定める予定ですが、県議会の承認を以って確定とします。
4	6	第2	-	(13)	事業終了後の措置	青年の城食堂棟については浴室のみ改修し、既存再利用としてよろしいでしょうか。必要に応じ耐震化を施し、運営期間終了後も解体撤去をしなくてもよろしいでしょうか。	青年の城本館および食堂棟については、施設・設備の老朽化が著しく、大規模な改修を行う場合と建て替える場合のコスト等を比較した結果、建て替える方針としています。また、文化ゾーン全体をリニューアルし、魅力向上を図る方針であることから、青年の城食堂棟は原案のとおり解体撤去の対象施設とし、再利用不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
5	9	第3	2	(2)	予定価格	本事業PFIにおいて、予定価格（内、建設業務に当たる者）における予定価格算定基準となる積算条件（歩掛年度・使用材料の単価年月等）をご教示いただけませんか。	予定価格の積算条件の提示は行いません。
6	9	第3	2	(2)	予定価格	税別の予定価格は設定されていないということでしょうか。設定されている場合、公表頂けるでしょうか。	税別の予定価格は設定していません。
7	9	第3	2	(2)	予定価格	本工事の予定価格の算出にあたり、昨今の主要建設資材（鋼材、コンクリート、設備機器等）の急激な価格高騰、および労務単価の上昇は、どの時点の物価水準・積算基準に基づいて反映されておりますでしょうか。 現在、主要資材の市場調達価格および外注労務費は依然として上昇傾向にあり、従前の基準による積算では、適正な品質・工程を担保した上での施工が極めて困難な状況にあります。 については、入札にあたり最新の実勢価格を反映した設計金額（予定価格）への見直し、または歩切りの撤廃等による適切な価格補正を行っていただけるかご教示ください	前段について、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No.5をご参照ください。後段について、予定価格の見直しは行いません。ただし、入札説明書別紙2に規定の物価変動がある場合には、物価改定の申し出が可能です。
8	9	第3	3	-	募集および選定に係る想定スケジュール	競争的対話における質問・回答について、公表の予定がございましたらご教示ください。 また、公表される場合は、提案書作成期間を十分に確保する観点から、入札提案書提出締切日である11月30日の1か月以上前までに公表いただきますようお願いいたします。	競争的対話における質問への回答は、原則として競争的対話に参加した入札参加者に対してのみ行います。 なお、競争的対話における質問のうち、公表すべきと県が判断したものに関しては、9月末をめどに公表予定です。
9	10	第3	3	-	募集および選定に係る想定スケジュール	落札者の決定および公表が令和9年2月下旬頃、基本協定の締結が令和9年3月中旬頃となっておりますが、SPCの設立に1ヶ月を要するため、最低でも1ヶ月以上確保いただけませんか。	SPCは基本協定の当事者ではありませんので、原案のとおりとします。 なお、SPCの設立は仮契約までに行ってください。
10	10	第3	4	(3)	入札説明書等に関する説明会の開催	令和8年5月29日（金）に現地説明会が開催されましたが、改めて現地確認を行う機会や方法をご教示いただけませんか。	追加での現地説明会は予定しておりません。一般利用の範囲内で立ち入れる範囲内で自由に見学いただくことは可能です。ただし、他の公園利用者の迷惑にならないよう留意してください。 なお、園内を車両で移動する場合は、通行許可が必要になりますので、事前に入札説明書（p.22）第3の8「事務局」までご連絡ください。
11	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価の構成	履行保証保険を付保する場合、履行保証保険費はサービス対価Bで支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	解体設計費はA-5、A-6で支払われる との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	本公園において、西側のスポーツ ゾーンの大型遊具撤去は来園者数の 減少につながる要因だと思います が、本要求水準にはスポーツゾーン の遊具整備などは含まれておりませ ん。今後、滋賀県として改修方針を お持ちでしょうか？来園者数100万 人を目指すために西側に遊具整備を 考える場合は自由提案となり県から 支払う「サービス対価」には含まれ ないでしょうか？	前段について、スポーツゾーンにお いて、新たに遊具を設置する予定は ありません。なお、フィールドアス レチックは引き続き使用予定です。 後段について、スポーツゾーンへの 遊具整備は自由提案施設となり、 サービス対価に含まれません。
14	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	サービス対価A-5の青年の城解体相 当分とは、文化ゾーン内の既存建築 物の解体相当分の理解でよろしい でしょうか。対価が支払われるとの 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	・青年の城の備品を【新宿泊研修施 設】で使用する場合、運搬費用は、 サービス購入料A-2もしくはA-4に入 りますか？ ・また、青年の城の備品をを使用し ない場合の処分費用はどこに入りま すか？	前段について、青年の城の備品を 【新宿泊研修施設】で使用する場 合の運搬費用は、サービス対価A-4に 含まれます。 後段について、青年の城の備品の処 分費用について、解体・撤去施設内 に残存する備品・什器を県の指定す る場所（施工ヤード近傍等）に集め るための費用はサービス対価A-5に 含まれます。
16	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	A-1 「施設整備業務」に係る対価 のうち公園施設（新設）・キャンプ サイト設計相当分 ・調査費、設計費、申請費、設計期 間中の保険料、諸経費等 とありま すが 設計積算の調査費の数量の記載で すが、別添資料1 公園全体計画図に 記載の数量以外に詳細な設計数量が 公開されている資料について教示く ださい。	別添資料1より詳細な設計数量を記 載した資料は公開しませんので、入 札参加者にて必要量を見込んで提案 してください。
17	別紙1 1	別紙1	1	-	サービス対価 の構成	サービス対価A-6の野外活動施設解 体相当分 とは、野外活動ゾーンお よびスポーツゾーン内の既存建築物 の解体相当分との理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
18	別紙1 3	別紙1	2	(3)	サービス対価C の算定方法	「公園施設(既存)・キャンプサイト 開業準備相当分に係る支払いはサー ビス対価C-1」とありますが(C-1、C- 2に重複)、他の箇所同様に「公園施 設(既存)・青年の城開業準備相当分 に係る支払いはサービス対価C-1」 と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札説 明書 別紙1 (p.3) 2(3)について、 「公園施設(既存)・青年の城開業 準備相当分に係る支払いはサービス 対価C-1」へ修正します。
19	別紙1 3	別紙1	2	(3)	サービス対価C	「公園施設(既存)・キャンプサイ ト開業準備相当分に係る支払いは サービス対価C-1」とありますが、 キャンプサイト開業準備相当分に係 る支払いはサービス対価C-2でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札説 明書等に関する第1回質問への回答 ②のうち、入札説明書に関する質 問への回答No.18もご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
20	別紙1 3	別紙1	2	(4)	サービス対価D の算定方法	サービス対価Dの算定は各回均等と すると記載がございますが、平準化 した際に生じる端数の調整方法は事 業者側の提案でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
21	別紙1 3	別紙1	2	(4)	サービス対価D の算定方法	「サービス対価D-2 の各回支払額に ついては、業務実施内容に応じた支 払額とし、各回均等以外の提案を認 めるものと する」とありますが、各回均等提案 と各回均等以外の提案は、提案評価 上影響はないとの理解でよいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
22	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価A-2、A-4、A-5、A-6に ついて、各年度の出来高確認は2月 末日までであれば任意のタイミング で貴県に出来高確認を依頼してもよ いでしょうか	ご理解のとおりです。
23	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価A-2、A-4、A-5、A-6に ついて、各年度の出来高確認依頼か ら何日以内に出来高確認を実施して いただけるでしょうか。	出来高確認依頼から30日以内に実施 します。
24	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	A-1、A-3について、基本設計終了後 および実施設計終了後の分割払いで の支払いにしていきたいです。	原案のとおりとします。
25	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価A-2、A-4、A-5、A-6に ついて、各年度の出来高確認を2月 末までに県に依頼すれば、3月に県 の出来高完了確認を受け、事業者が すぐに請求書を発行し、県の手続き が順調に進めば、3月末までにサー ビス対価が支払われるとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、手続きの進 捗状況によっては4月以降の支払い となることもあります。
26	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価A-2、A-4、A-5、A-6に ついて、提案時にある年度の出来高 見込みを100としていた場合に、実 績の出来高が110になった場合に は、サービス対価は110が支払われ るとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問へ の回答②のうち、一般競争入札の公 告に関する質問への回答No. 1をご参 照ください。
27	別紙1 4	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	施設整備業務に関するサービス対価 の支払いについて「県は毎年度の出 来高に応じて支払う」「事業者は、 各年度の2月末日までに、各年度の 出来高確認を県に依頼する」とあり ますが、年度内の支払いは年度末の 1回限りとなるのでしょうか？年度 途中で工事が竣工した場合でも、年 度末まで支払いはいただけないので しょうか？	年度途中で工事が竣工し、年度内に 当該サービス対価に係る支払いが増 えない場合には、竣工時点の出来高 で支払いを行います。
28	別紙1 5	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価Bについて、第1回支払 時期は令和9年度第2四半期終了後の 請求からとありますが、SPC設立費 等の令和9年第1四半期に発生した費 用も初回支払に含まれるとの理解で よろしいでしょうか。	SPC設立費はサービス対価Bに含み ますので、当該対価は第1回支払に含 みます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
29	別紙1 5	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価C-1～C-3について、『業務終了後30日以内に請求書を提出する』とあるが、ここでいう業務終了日の定義（事業者の完了日、県の確認日等）を明確にご教示いただきたい。	事業者が開業準備業務報告書を提出し、県が確認した時点をもって開業準備業務終了となります。
30	別紙1 5	別紙1	3	-	□ サービス対価 維持管理業務・ 運営業務の 対価D-1	サービス対価D-1は計72回に分けて均等に支払うと規定されていますが、新施設稼働前の期間（青年の城の運営期間）は収益力が低く、サービス対価が平準化されることで一時的に事業者のキャッシュフロー（資金繰り）が厳しくなるリスクが懸念されます。安定的な事業運営のため、青年の城運営期間中のサービス対価の支払い割合を手厚くする（前倒して傾斜配分する）ことは可能でしょうか	原案のとおりとします。運営資金の不足が見込まれる場合は、事業者にて不足分の資金調達を行ってください。
31	別紙1 5	別紙1	3	-	サービス対価 の支払方法	サービス対価Bについては、SPCの設立に係る各種費用の出来高に応じて四半期ごとに支払われるとの理解でよろしいでしょうか。（全期間均等払いではないとの理解でよいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
32	別紙1 6	別紙1	3	-	維持管理業務・ 運営業務の 対価 D-2	別紙1の2ページでは、サービス対価D-2は「新設施設の修繕・更新費（計画内）」とあります。要求水準書51ページにおいて既存施設についても長期修繕計画書の作成を求められておりますが、それにかかる公園施設（既存）・青年の城の修繕・更新費については、既存施設のため、D-1に分類するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	別紙1 6	別紙1	3	-	維持管理業務・ 運営業務の 対価 D-2	別紙1の2ページでは、サービス対価D-2は「新設施設の修繕・更新費（計画内）」とあります。様式9-6および様式9-7に該当する新たに整備するキャンプサイトならびに新宿泊施設のみが対象との認識でよろしいでしょうか。	キャンプサイトの修繕・更新費はサービス対価の対象外です。
34	別紙1 6	別紙1	3	-	維持管理業務・ 運営業務の 対価 D-2	「各修繕項目の金額の上限は提案時の金額の上限とし、実施した分のみを支払う（未実施項目は減額措置可）」と記載があります。上記は、提案時の修繕費総額を上限として、事業期間内において、修繕時期を県との協議で柔軟に変更できるとの認識でよろしいでしょうか。	原則として、様式集の長期修繕計画（様式9-6、様式9-7）に基づいて修繕を実施してください。ただし、施設の状況に応じて、各年度の「計画修繕業務計画書」において県と協議の上、修繕計画を調整することは可とします。
35	別紙2 1	別紙2	1	(1)	イ 改定の計 算方法	昨今の中東情勢等でもあったように、今後も短期間での物価が高騰することも考えられるため、業務の着工日の指標値を属する月または短期間の平均値に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
36	別紙2 3	別紙2	1	(1)	イ 改定の計算方法	インフレスライドにおいて、「予期することができない特別な事情」と記されておりますが、中東情勢による急激な物価高騰も含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、予定価格には反映されていないと思われるため、着工前の改定を行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段について、中東情勢の影響で、本事業の遂行に支障をきたすような事象が発生した場合、物価改定をもつてもなお、結果が著しく不合理になる場合には、契約変更の協議には応じます。ただし、結果が著しく不合理になることの原因を明らかにしていただき、このことを証明して頂くことが条件となります。後段について、事業者が改定を申し出る際に規定の物価変動がある場合には、改定対象となります。ただし、当該情勢を要因とすることによる急激な物価高騰である根拠は事業者にて証明してください。
37	別紙2 4	別紙2	3	-	サービス対価の支払方法	サービス対価A-2、A-4に含まれる備品調達費について、リースで調達した場合は事業期間中のリース費用分を一括で支払っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、リース期間中にリース料金が値上がりした際の増額は行いません。
38	別紙2 5	別紙2	4	(1)	項目 人件費	「最低賃金」または、「厚生労働省『毎月勤労統計調査（調査産業計・事業所規模30人以上）』における『パートタイム労働者の時間当たり給与（所定内給与）』の変動率を改定の指標として採用していただけないでしょうか。	選定事業者と県との契約協議の中で、合理的な理由を以って指標変更の見直しの申し出があった場合は、協議により変更することも可能です。
39	別紙2 5	別紙2	4	(1)	物価変動の指標	サービス対価Dの改定について、賃金指数等の変動が「3%以上」の場合に改定とありますが、近年の急激な物価・人件費高騰を鑑み、事業の安定継続のため、協議によりこの「3%」の閾値を下げる、または毎年実勢価格による見直しを適用することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
40	別紙2 6	別紙2	4	(2) (3)	(2)改定の計算方法 (3)改定の手続き	(3)改定手続きでは、令和10年度のサービス対価は令和9年6月末日までに報告する必要がありますが、(2)において示された指標を用いるためには、令和10年3月以降でないとい報告ができません。報告は令和10年6月末日までに行い、改定された場合については、当該年度の初回支払い時に改定金額にて支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	令和10年度のサービス対価については、令和8年度の指標（令和8年4月から令和9年3月までの12ヶ月の平均値）と令和9年度の指標（令和9年4月から令和10年3月までの12ヶ月の平均値）とを比較し、令和10年6月末日までに指標値の評価の根拠となる資料を添付して県へ報告し、3%以上の変動が認められる場合に改定するものとします。この場合、増加分の支払いは令和11年度分に含めます。入札説明書（別紙2 p.6）4(3)の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
41	別紙3 1	別紙3	1	-	基本的な考え方	光熱水費について、「ライフサイクルコスト低減（光熱水費の縮減等）を踏まえた維持管理に関する取組方針」が審査の視点とされています。加点審査においては、光熱水費の縮減に資する取り組み等が評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
42	別紙3 1	別紙3	1, 3	-	基本的な考え方, 支払方法	要求水準書第7.1(7)には「必須事業の光熱水費は実費精算とし県の負担とする」となっている一方で、本条項は「下記の基準額までは県が四半期ごとに事業者へ支払うが、基準額超過分は事業者が支払うものとする」となっているので、要求水準書の「実費精算とし県の負担」が正との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書が正となります。要求水準書 (p. 65) 第7の1(7)「光熱水費の負担」における記載を修正しますので、併せてご参照ください。
43	別紙3 1	別紙3	1, 3	-	基本的な考え方, 支払方法	「基準額までは県が四半期ごとに事業者へ支払うが、基準額超過分は事業者が支払うものとする」とありますが、光熱水費は公園の来園者数・利用者数の増加に伴い増加します。上記の内容では、事業者が来園者・利用者増加を図る施策を行うモチベーションの低下につながりますので、基準額超過分も県が支払うこととしていただきたい。	原案のとおりとします。
44	別紙3 1	別紙3	1, 3	-	基本的な考え方, 支払方法	「基準額までは県が四半期ごとに事業者へ支払うが、基準額超過分は事業者が支払うものとする」とありますが、基準額の超過理由として、気候変動によるものが考えられます。気象変動は事業者ではコントロールできないリスクのため、同様に超過分は県負担としていただきたい。 (事業者のみが負担するは片務契約と思われ)	原案のとおりとします。
45	別紙3 1	別紙3	2	(2)	単価 (令和8 年4月時点)	青年の城の空調機器運転に重油を使用されているようです。 光熱水費(電気代、燃料代、上下水道代等)の算出に当たり、過去の使用量および単価についてご教示ください。	重油の令和7年度使用量は、97,000リットルです。令和8年5月時点の単価は、1リットル当たり153円です。 入札説明書(別紙3 p.1) 2(2)「単価(令和8年4月時点)」に「重油代」を追加し、様式集(p.43)光熱水費に係る使用量の提案(様式3-6)の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
46	別紙3 1	別紙3	2	(2)	単価 (令和8 年4月時点)	ガス代はプロパンガスとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	別紙3 1	別紙3	2	(2)	単価 (令和8 年4月時点)	単価は、実際に電力会社等から請求のあった単価で計算される、との理解でよろしいでしょうか。	毎年度9月分の実績単価を翌年度の基準額計算の単価とします。
48	別紙3 1	別紙3	2	-	基準額の設定	令和10年度～令和15年度：提案書記載の使用量を採用した光熱水費を事業者へ支払うとありますが、本公園の開業準備業務、維持管理業務および運営業務に係る光熱水費(電気代、燃料費、上下水道代等)は県が支払うサービス対価には含めない。ともあります。令和10年度～令和15年度の使用料は提案書に記載するが、入札価格には含まれないという理解に相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
49	別紙3 1	別紙3	3	-	支払方法	光熱水費は事業者が約4ヵ月分は立て替えるということで合っていますでしょうか。	光熱水費は四半期ごとの支払いですので、支払いが行われるまでは事業者にて立て替えてください。
50	別紙3 1	別紙3	3	-	支払方法	入札説明書別紙3では光熱水費の基準額超過分を事業者負担とする一方、要求水準書では必須事業の光熱水費は実費精算のうえ県負担と整理されているものと理解しています。光熱水費はエネルギー単価の変動、気象条件、来園者数や施設稼働状況の増減など事業者の運営努力のみでは十分に制御できない外部要因に大きく左右されるため、超過分のみを事業者が負担する現在の取扱いは負担の公平性および官民の適切なリスク分担の観点で課題があると考えますので、必須事業に係る光熱水費については実費精算による県負担へ見直していただけないでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No. 42およびNo. 44をご参照ください。
51	別紙3 1	別紙3	-	-	光熱水費の取り扱い	光熱水費については、精算制との認識ですが、開業当初は提案の使用量、その後は実績の使用量で県から支払うとありますが、県主催の特別な行事やイベントが実施され、使用量が大きく跳ね上がった場合については、別精算されるとの認識でよろしいでしょうか？	県主催の特別な行事やイベント等が実施され、使用量が大きく跳ね上がった場合は、事業者からの申し出により、事業者が光熱水費の上昇の根拠を示した上で、光熱水費の取り扱いの協議を認めます。
52	別紙3 1	別紙3	-	-	光熱水費の取り扱い	光熱水費の使用量は、実績の平均値を採用するが単価については、その年度ごとの単価で計算されるとの認識でよろしいでしょうか？	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No. 47をご参照ください。
53	別紙3 1	別紙3	-	-	光熱水費の取り扱い	光熱水費の取り扱いについて、各単価の変動については、どこを基準に算出されるのか？例えば毎月の燃料費が資源エネルギー庁のホームページより公開されているが、それぞれどこの指標で単価が決まるのか教えていただきたい。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No. 47をご参照ください。
54	別紙3 1	別紙3	-	-	光熱水費の取り扱い	光熱水費の基準額超過分は事業者が支払うものがあるが、気象条件により使用料も変動するのに対して、その超過分をサービス対価で支払えないとすると、利用者から施設利用料に乘せてエネルギー使用量を徴収することは可能か教えていただきたい。	施設利用料金の上限額は条例で定まっていますので、上限額を超えて利用料金を徴収することは不可とします。
55	別紙4 1	別紙4	1, 3	-	基本的な考え方、再投資予定時期の設定	自主事業とは、要求水準書第7.9に規定される自主事業（任意）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	別紙4 1	別紙4	2	-	再投資原資の確保	「再投資原資は、事業者の当期利益とし」とありますが、SPCから自主事業の委託を受けた運営企業の自主事業に係る当期利益を算出し、当該利益額に基づいて再投資額を計算するとの理解でよろしいでしょうか。	自主事業の実施方法は事業者により異なりますので、事業者の判断に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
57	別紙4 2	別紙4	4	-	再投資計画の提出	再投資計画内容については、利用者の満足度が上がるという観点であれば認められるのでしょうか。	再投資計画内容については、本施設の魅力向上と利用者の利便性の向上に資するもの（ただし、自主事業への再投資は認めない）としますが、再投資計画として認め得るか否かは、県が判断します。
58	別紙5 1	別紙5	1	-	基本的な考え方	「未達成のおそれがあると判断した場合」とありますが、未達成のおそれがある事象が発生した際に、県と協議のうえで、事業者自らが対処・対応を講じ、未達成のおそれがある事象を解消できた場合には、減額ポイントは計上されないとの理解でよろしいのでしょうか。	未達成のおそれがある事象の状況に応じて県が判断します。
59	別紙5 1	別紙5	3	(1)	書類の確認	「事業契約締結後」とあるのは、事業契約の本契約締結（2027年7月）後との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	別紙5 1	別紙5	3	(1)	書類の確認	県の承認時期ではなく提出時期を定めていただけないのでしょうか。	県の確認・承認期間の必要性を見越して、各種書類は余裕を持って提出してください。
61	別紙5 3	別紙5	3	(3)	書類の確認	当該日が休日にあたる場合は翌営業日が提出時期となりますか。例えば10営業日目などの休日を除く期限を設定できないのでしょうか。	当該日が休日にあたる場合は、翌営業日が提出時期となります。入札説明書（別紙5 p.3）3(3)「書類の確認」の表内の記載を修正します。
62	別紙5 8	別紙5	4	(1)	レベルの認定	維持管理業務・運営業務「レベル2（例）」の事例で、スタッフの急病等により運営体制が整わず、やむを得ず施設の一部を休業（時間短縮）した場合や事業者が善管注意義務を果たしてもサイバー攻撃によるシステム障害が発生した場合等、やむを得ない事由による事象は「レベル3」に認定いただけないのでしょうか。	レベルの認定は、具体的な事象に基づき個別に客観的に判断するものとします。
63	別紙5 8	別紙5	4	(1)	レベルの認定	レベル1の事例として「本施設の全部が1日中使用できない」とありますが、台風、豪雨、地震等で利用者に危険が及ぶと判断し、県の実情を踏まえて閉園した場合は除外されるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	別紙5 8	別紙5	4	(1)	レベルの認定	レベル2の事例として「同一事象への複数の苦情」とありますが、その内容が業務上の不備等に起因する場合にレベル2に該当するとの理解でよろしいのでしょうか。	レベルの認定は、具体的な事象に基づき個別に客観的に判断するものとします。
65	別紙5 8	別紙5	4	(1)	レベルの認定	レベル2の事例として「県職員への対応不備」とありますが、具体的な想定事例をご教示ください。また、当該県職員の主観的な判断ではないとの理解でよろしいのでしょうか。	レベルの認定は、具体的な事象に基づき個別に客観的に判断するものとします。
66	別紙5 9	別紙5	4	(2)	減額ポイントによる減額の算出	減額ポイントの付与は維持管理業務・運営業務それぞれ業務区分毎に行い、累計減額ポイントの計上も業務別に行うこととしていただけないのでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
67	別紙5 9	別紙5	4	(2)	ア 減額ポイントによる減額額の算出	仮に維持管理業務に起因して減額ポイントが計上され、減額される場合には、サービス対価D-1のうち、維持管理業務相当額のみが減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	例示の場合は、サービス対価D-1にあたる「運営業務」および「維持管理業務」に係る対価（人件費、委託費、消耗品費、修繕・更新費（計画外）、保険料等）のすべてが減額対象となります。
68	別紙5 9	別紙5	4	(2)	ア 減額ポイントによる減額額の算出	減額を行わなかった場合の減額ポイントが翌四半期以降に繰り越される仕組みは、軽微な支障による減額リスクを高め、事業者の積極的な取り組みや意欲を阻害することが懸念されます。減額の有無に関わらず、翌四半期に繰り越さないこととしていただきたい。もしくは、翌四半期から2期を経過した時点で消滅するなど、是正された状態を維持することにより将来への影響を限定いただきたい。	原案のとおりとします。

■要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第1	6	(2)	ア 青年の城	青年の城の解体期間が9月末日まで、新宿泊研修施設の供用開始を令和12年（2030年）10月とすると、解体工事期間は12ヶ月となりますが、工事量等を考慮するとその期間では納まらないため、解体期間を事業者提案によるものとしていただきたい。	ご質問を踏まえ、青年の城の解体期間を令和14年9月末日までとします。ただし、キャンプサイト全体が令和14年10月から供用開始できるように解体・撤去工事を行ってください。
2	3	第1	6	(4)	ア 公園施設（新設）	供用開始時期が令和10年（2028年）7月となっていますが、過去の実績より測量・設計・申請手続きに1年程度は必要となるため、令和9年（2027年）7月の設計開始からでは間に合いません。よって、供用開始時期は事業者提案によるものとしていただきたい。	原案のとおりとします。なお、新宿泊研修施設の整備業務やキャンプサイト整備業務との調整が必要な園路の整備や看板の更新等については、令和14年10月から供用開始が可能であればよいこととしています。
3	4	第1	6	(4)	イ キャンプサイト	供用開始時期が令和10（2028年）10月となっていますが、過去の実績より測量・設計・申請手続きに1年程度は必要となるため、令和9年（2027年）7月の設計開始からでは間に合いません。よって、供用開始時期は事業者提案によるものとしていただきたい。	原案のとおりとします。なお、令和10年10月から供用開始が必要な範囲については、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 29をご参照ください。
4	4	第1	6	(4)	ウ 新宿泊施設	供用開始時期が令和12年（2030年）10月となっていますが、過去の実績から想定すると、設計・建設期間が納まらないため、供用開始時期は事業者提案によるものとしていただきたい。	原案のとおりとします。
5	6	第1	7	(3)	官庁営繕関係基準等	遵守すべき関係基準として「滋賀県建設工事共同企業体運用基準」が示されておりますが、今回は県からの発注ではなくSPC（民間企業）からの発注であるため、運用基準の中で示されているJV比率の最小限度基準等は適用されないという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	6 25	第1 第2	7 3	(3) (5)	官庁営繕関係基準等 イ 耐震性能	耐震安全性について構造体Ⅱ類との条件ですが、その他の設計条件については建築基準法に準ずる形で設計を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	7	第1	8	(1)	関係者協議会の事務局業務の支援	関係者協議会の回数は何回程度を想定されていますでしょうか？	年に1～2回程度の開催を想定しています。
8	7	第1	8	(2)	県・関係機関との情報交換・意見交換	県が出席を要請した会議は具体的にどのような会議を何回程度想定されていますでしょうか？	関係者協議会の他、県が行う関係機関との打ち合わせ会議等へ出席要請を想定しており、年に数回の開催を予定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	7	第1	8	(2)	県・関係機関との情報交換・意見交換	協議会での結果を維持管理・運営内容等に反映させる際に事業者が増加費用が生じる場合には、当該増加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県からの要望により要求水準書や提案書等の内容から業務内容が変更になった場合の増加費用は県負担とします。
10	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	「耐用年数期間中」とは、要求水準書25ページ(5)ウ(ア)に記載の「施設の劣化対応年数(目標使用年数)」と同一との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	既存施設は、劣化耐用年数(目標使用年数)不明のため作成が困難です。既存施設の長期修繕計画は、維持管理・運営期間である令和10年4月～令和28年3月までの計画との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	既存施設であるスポーツ施設の長期修繕計画作成にあたり、スポーツ会館の令和4年の改修工事の工事明細が必要となります。資料の提供をお願い致します。	参考資料8に示す改修工事図面以外に、新たに提供できる資料はありません。
13	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	既存施設の中で、スポーツ会館以外で長期修繕計画の対象となる建物がありましたら、その建物・施設の竣工時の工事明細の開示をお願い致します。	既存施設の中で、長期修繕計画の対象はスポーツ会館のみです。
14	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	「既存施設については一部(別添資料30に示す)」とありますが、資料の中に長期修繕計画作成に該当する項目の記載がないため、お示しいただけますでしょうか。	「別添資料30_既存建築物一覧」を修正しますので、ご参照ください。
15	8	第1	10	(2)	ア 修繕に関する事項	「既存施設については一部(別添資料30に示す)」とありますが、青年の城は新宿泊施設共用開始後に解体予定のため、修繕は実用上支障のない状態まで回復させる小修繕にて対応するとの認識でよろしいでしょうか。また、小修繕のため、サービス対価はD-1に算定するとの認識でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
16	8	第1	10	(2)	エ 維持管理・運営業務の引継ぎ	樹木、芝生の枯れが発生した場合は補植しなければならないのでしょうか。その際、100万円以上かかる場合は貴県負担でお間違いないでしょうか。	芝生および樹木の管理については、要求水準書(p.59)第6の9(3)に記載のとおりで、補植は必要としていません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
17	14	第2	2	(1)	ア 駐車場の新設	新設駐車場に駐車する車両のサイズとしては、大型バスの駐車はなく、マイクロバス程度の車両までという認識で問題ないでしょうか？また、マイクロバス程度の車両として、想定すべき車両の寸法・重量をご教示いただけますでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。 後段については最大29人乗りの車両への対応が可能な計画としてください。
18	14	第2	2	(1)	ア 駐車場の新設	新設駐車場の出入口の利用のしやすさと安全性を考慮して、「別添資料30 既存建築物一覧」に示されている建物番号「ス-31」の建物を撤去もしくは移設をして、新たな位置に駐車場の出入口を設定する提案は可能でしょうか？	移設又は同等施設の新設を行う場合、建物番号「ス-31」の撤去は可とします。
19	14	第2	2	(1)	ア 駐車場の新設	(イ) 要求水準 c. 夜間利用のための照明を適宜設けること。と記載があるが、別添資料1 公園全体計画図の赤□ 駐車場新設位置約2,000㎡のみの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
20	14	第2	2	(1)	ア 駐車場の新設	駐車場の新設について、敷地内の残置物（テニスコート用サーフェス？）については、県にて撤去されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	14	第2	2	(1)	イ 園路照明の一部増設	(イ) 要求水準 a. 園路照明については、JIS基準に沿った計画とすること。と記載があるが、別添資料1 公園全体計画図の赤□ 園路照明の一部増設（約150m）のみの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
22	14	第2	2	(1)	イ 園路照明の一部増設	(イ) 要求水準 b. 増設する照明灯の受電先をご教示ください。受電を想定する既設分電盤または既設照明から分岐する場合、既設電気設備の老朽化が確認され、更新が必要な場合はその費用は別途計上されますか。	前段については、「別添資料4追加資料」として別添資料31を追加しますのでご参照ください。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者へ個別に提供します。 後段については、既存電気設備の老朽化が確認された場合、要求水準書に示す小規模修繕の考え方に基づいた費用負担とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	a. (a)に記載のある「最大で定員400名以上となる」の文言について、定員は400～850名の範囲において事業者が提案し、その際フリーサイトとオートキャンプサイトの内訳の指定はなし、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	キャンプサイトにおける学校等の団体利用の受入にあたり、宿泊の最大同時使用を何人程度見込めばよろしいでしょうか？	最大同時使用人数は400名を見込んでください。ただし、令和10年10月から学校等の団体利用の受け入れを開始しますが、最大同時使用人数の取容は令和14年10月までに達成するものとします。
25	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	キャンプについて、学校等の団体利用の受入にあたり提供するテントは常設型のテントか備品（レンタル品の活用）かの指定はない、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	日帰り学校等団体の利用する施設はキャンプサイトではなく 野外炊飯場+食事棟のことを指すか？	ご理解のとおりです。
27	14	第3	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	宿泊の学校等団体の利用する施設はキャンプサイトを想定しているか または そのテント泊は 必須か？	宿泊の学校等団体はキャンプサイトもしくは宿泊施設（青年の城又は新宿泊研修施設）の利用を想定しています。キャンプサイトで宿泊する場合は、テント泊またはトレーラーハウスやロッジ等の利用を想定しています。ただし、利用形態は県や事業者が決定するものではなく、宿泊の学校等団体の意向によります。
28	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	実施方針等に関する回答において、キャンプサイトにトレーラーハウス等を設置し「定員に含める提案も可能」とされています。この場合、県が設置を求める最大定員400名の範囲内での設置であれば、トレーラーハウスであっても行政財産使用料の対象外（使用料の負担不要）という解釈でよろしいでしょうか。	キャンプサイト定員の上限850名の範囲内であれば、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
29	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	(イ)要求水準a. (d)について、学校等の団体利用の受け入れは何名程度受け入れ可能とすればよろしいでしょうか。b. 付帯施設について (e) に記載の220名以上でよろしいでしょうか。またその際の宿泊利用可能かどうかは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	前段について、令和10年10月から受け入れる学校等の団体利用の規模については、青年の城の利用団体の規模（200名前後の場合もあること）等を考慮して事業者にて提案してください。 後段について、令和10年10月の供用開始時点で宿泊利用可能かどうかは事業者提案とします。なお、青年の城宿泊団体がキャンプサイトにて炊飯活動可能となるように炊飯活動に必要な施設・設備の設置は必須とします。
30	14	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	キャンプサイトの定員については日帰り利用、宿泊利用の合計人数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	14	第2	2	(2)	ア (ア) 概要	キャンプ運営に必要なとなる付帯施設について、付帯施設はP15b付帯施設に記載のある便所、シャワー室、食事棟、ごみ置場以外にも運営に必要な施設はサービス対価内で整備することは可能でしょうか？	可能です。
32	15	第2	2	(2)	ア (イ) b. (e)	キャンプサイトの付帯施設として「団体（220名以上）で利用可能な食事棟を設けること。」と記載がありますが、食事棟は事業としては独立採算ということでしょうか。	運営業務のうち、食事提供業務として、野外調理等で必要な食材の販売を行うことを要求水準としていますので、その範囲内であれば、県からのサービス対価の対象となります。
33	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	(イ) 要求水準 b. 付帯施設について (g) 付帯施設には照明設備を設け、夜間利用に対応できる計画とすること。と記載があります。 炊事場やトイレなどの共用施設に常設灯の設置を考えていますが、テントサイト内の常設灯の設置について、滋賀県の考え方についてご教示ください。	夜間の利用者動線となる園路には照明設備を設ける計画としてください。
34	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	b. 当エリアの受電先をご教示ください。既設電気設備の老朽化が確認され、更新が必要な場合はその費用は別途計上されますか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 22の回答をご参照ください。
35	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	文化ゾーンの既設電気設備の設置年度、また電線・電線管の規格が把握できる資料の入手は可能でしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 22の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
36	15	第2	2	(2)	ア キャンプサイトの整備	b. 洗い場、オートキャンプの各サイトに油水分離樹の設置は必要でしょうか。	排水の性状を確認の上、各種法令・条例等の排水基準等に準拠した仕様としてください。
37	15	第2	2	(2)	ア (イ) b. 付帯施設について	キャンプサイトの付帯施設は、複数機能の合築も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	15	第2	2	(2)	イ 多目的広場のリニューアル	(イ) 要求水準 c. 舗装の更新・改修 (a) 「別添資料1 公園全体計画図」に示すエリア内の舗装を更新する。とありますが、赤□ 多目的広場 ※広場内の舗装を更新(約2,500㎡)の舗装の仕様について考え方をご教示ください。	子どもの安全性やバリアフリー対応等の機能性を鑑み、事業者にて舗装仕様についてご提案ください。
39	16	第2	2	(3)	ア 駐車場システムの導入	西、南、東ゲートへの無人駐車場システム導入となっているが、新キャンプサイト駐車場、新宿泊施設駐車場、スポーツゾーン新駐車場への無人駐車場システム導入は必要ではないでしょうか？	西、南、東ゲートへの無人駐車場システム導入は必須としますが、新キャンプサイト駐車場、新宿泊施設駐車場、スポーツゾーン新駐車場への無人駐車場システム導入は事業者提案によるものとします。
40	16	第2	2	(3)	ア 駐車場システムの導入	東ゲート、南ゲート、東ゲートの駐車場システム導入について電力の受電先をご教示ください。既設電気設備の老朽化が確認され、更新が必要な場合はその費用は別途計上されますか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 22の回答をご参照ください。
41	16	第2	2	(3)	ア 駐車場システムの導入	事業期間終了後は、事前精算機も含め、システムについては、県へ譲渡しないといけないでしょうか？事前精算機等には、メーカーのノウハウ等が含まれるため、イニシャルには含めず、事業者の費用にて持ち込むことも検討しています。	事業者の費用にて設置した設備等は県へ譲渡しないことも可とします。ただし、事業期間終了前に、県と協議を行い、事業期間終了後も公園の運営に支障をきたさず県へ引き渡せる状態としてください。
42	16	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	(ア) 概要 a. 公園利用者が園内を円滑に移動できるように移動手段の改善を実施することと 合わせて、中央道(園路)の安全対策として、両方向での自転車ビクトグラムの設置と自転車走行路の塗装等の必要な安全対策(「参考資料7 中央道安全対策イメージ」)を行う。とあります。別添資料1 公園全体計画図の赤□ 中央道の安全対策実施範囲 青点線の区間の参考資料7を参考に路面標示をします。この理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
43	17	第2	2	(3)	イ 園路の安全対策	(イ) 要求水準 b. 野外活動ゾーン内の園路のうち、未舗装部分の舗装等を実施し、ゾーン内を周遊できるようにすること。と記載があります。別添資料1 公園全体計画図の赤□ 野外活動ゾーン園路舗装(約750m、幅約3m)の園路舗装を実施します。舗装の仕様についてご教示ください。	メンテナンス車両の通行等を鑑み、事業者にて舗装仕様についてご提案ください。
44	17	第2	2	(3)	ウ(ア) 看板の更新	「事業で行う整備に伴って内容が変更となる看板を更新」とありますが、段階的な整備となるため、看板を上書するなどによる更新も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	17	第2	3	(1)	ダビデ像展示施設	ダビデ像の一時撤去・移送・再設置の際に修復不可能な状態になる恐れが考えられますが、どのようにお考えですか。	現在のダビデ像の状態を維持しつつ移設する方法をご提案ください。そのうえで、移設時に像の破損等が懸念される場合は、移設の実施の可否や移設方法等について協議することとします。なお、移設時には万が一の破損等に備えて、県で保険に加入します。
46	18	第2	3	(2)	整備予定地	新宿泊研修施設の整備予定地は多目的広場との一体的な計画として、東駐車場以外の敷地も使用した施設配置は可能でしょうか？	「別添資料1 公園全体計画図」に示す範囲内を敷地としてください。
47	18	第2	3	(2)	整備予定地	参考資料6 予定地の測量図にある里道については、里道の付け替え、もしくは廃止する可能性があるとして施設配置を検討してもいいでしょうか？	「参考資料6 新宿泊研修施設整備予定地の測量図」に記載の通り、里道内に建築物・工作物を配置しない計画としてください。
48	18	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	新宿泊棟やキャンプサイトの配置転換に伴う既存污水排水管の余力確認が必要であるため、 ①流域区分図 ②流量計算書を提示ください。	提示できる流域区分図や流量計算書はありません。なお、污水排水管の敷設状況等の詳細は要求水準書別添資料7をご参照ください。
49	18	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	污水に関連し、概要内に「現在、青年の城食堂棟内の排水ピットからポンプ圧送により排水していることを踏まえた計画とすること。」とありますが、これは「施設撤去までの期間」という前提でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	18	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	污水に関連し、キャンプサイト予定地前の圧送区間内のマンホールに新たな流入管を接続することは可能でしょうか？	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 48の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
51	19	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	雨水排水がどの経路で流下しているかが現場視察だけで不明瞭です。これらを把握するために ①流域図（公園区域全体の調整池流域が把握できるもの含む） ②経路図 ③流量計算書 を改めてご提示ください。	提示できる流域図、経路図および流量計算書はありません。 雨水については、園路沿いの側溝を流れ、勾配に沿って園外の河川等に排水されています。
52	19	第2	3	(2)	ア インフラ整備状況	前項12に関連し、 ①青年の城前修景池には雨水調整機能はないと考えてよいでしょうか？ ②今回の整備に際して、整備対象の形状変更が既存流域・調整池におよぼす影響は検証されていますか？ 検証されていない場合は、それらが検証できる資料をご提示ください。	①についてはご理解のとおりです。 ②について、検証に必要な情報が不足しているため、既存流域等への影響は検証していません。
53	21	第2	3	(4)	ア 諸室計画	供用部門の便所、研修部門の便所、宿泊部門の便所は、利用者の利便性に配慮した配置であれば、各部門に設ける必要はないという理解でよいでしょうか？	原案のとおりとします。
54	21	第2	3	(4)	ア(ア) c. 大浴場	大浴場の定員について「男女各55人以上」とありますが、脱衣室・浴室（浴槽・洗い場）を55人以上が同時に利用している状況を前提として、各スペースの適切な規模を想定し計画すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	21	第2	3	(4)	ア(ア) d. 便所	予定価格内に収めることが困難であるため、より合理的・経済的な施設計画とするため、共用部門と研修部門の便所を集約して計画してもよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 53をご参照ください。
56	22	第2	3	(4)	ア(イ) b. (d)	多目的室に関してですが、5月29日に青年の城を内覧させていただいた折、工作室（クラフトワーク室）が独立しており、必要設備及び備品を都度用意するのは不可能と思われました。学校利用の需要も高いと聞いておりますが、独立して整備することが必要と判断した場合は可能でしょうか。	多目的室の要求水準を遵守した上で、別途工作室を整備することは可能です。
57	22	第2	3	(4)	ア(イ) d. 更衣室	予定価格内に収めることが困難であるため、より合理的・経済的な施設計画とする必要があります。 大ホール利用者の多くは宿泊者であり、更衣は宿泊室で行うことが想定されます。また、大浴場の脱衣所の利用も可能なため、研修部門の更衣室をなくしてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
58	22	第2	3	(4)	ア(ウ) a. 宿泊室	宿泊室の浴室について「一部シャワー室への変更も認める」とありますが、若い世代のニーズや団体合宿の利用傾向を鑑み、ユニットバスではなく全室をシャワー室として計画した場合、審査評価において不利になることはありませんでしょうか。	全室シャワー室の提案は認めません。県としては、多様な利用者に対して必要な機能を提供できる状態が重要と考えており、運営内容も含めた最適解をご提案ください。
59	24	第2	3	(4)	ア(エ) 管理部門	c. 救護室にバリアフリー対応トイレを1室設けることとなっておりますが、救護室内に設ける必要がありますでしょうか。救護室に近接する位置に設置でもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
60	25	第2	3	(4)	ア(オ) その他施設	ダビデ像の移設に関するサービス対価の算出にあたり、どのような移設方法を想定されていたのか、ご教示ください。	青年の城の解体期間中にダビデ像を搬出し、必要な梱包を行ったうえで、レッカー車等で新たに整備するダビデ像展示施設に移設する方法を想定しています。
61	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像展示施設について「屋内で展示することとし」とありますが、大理石彫像として、直接の雨掛かりや風雨による汚損、地面からの湿気、結露等を抑制し、適切な換気・排水・防犯対策を講じることで、保存上必要な環境を確保できる場合、空調設備による温湿度管理等までは求めないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像展示施設について、像の移設方法によって大きく工事費が変わりますが、事業費算定時の移設方法を参考にご教示ください。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 60をご参照ください。
63	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像の移設は、切断しての移設は可能でしょうか？それとも7トンのままの移設が必須でしょうか？	ダビデ像の形状を保持するため、切断した状態での移設は想定していません。
64	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	県と事業者の施設方法の協議により、提案段階より事業費が大幅に上がることとなった場合には、変更増対象と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書および別添資料からは読み取れないような事情により、提案段階と比べて移設費用の増大が見込まれる場合、当該増加費用は県が負担します。 なお、様式集の「設計業務及び建設業務費内訳書」(様式7-14)にダビデ像移設費の項目を追加しますので、移設費を記載してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
65	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像の移設については、ダビデ像と台座の固定状況などに関する詳細な図面がないこと等、移設費用を大きく左右する条件で不明な点が多く、移設費用の算出が困難です。よって、移設費用を実費精算とし、事業費には県からの提示費用を含めることとしていただきたい。条件が不確定なものは、安全側を見ざるを得ないため、予備費を相当に見込むことになり、予定価格に収めることが困難になります。	ダビデ像移設費用はサービス対価に含めるものとします。入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 64もご参照ください。
66	25	第2	3	(4)	ア(オ) a. ダビデ像展示施設	ダビデ像を新宿泊研修施設内に設置することを検討しています。ダビデ像設置による新宿泊研修施設運営への影響をなくするため、新宿泊研修施設建設期間中に青年の城からダビデ像を移設することは可能でしょうか。 冬季などの青年の城の利用閑散期に一時休館してダビデ像を移設します(ダビデ像上部の屋根を撤去、像をクレーンで取出し、取出し後に屋根を修復等)。	新宿泊研修施設建設期間中に青年の城からダビデ像を移設することは可能です。 ただし、青年の城の休館は12月～2月の3か月間を限度として認めますが、休館期間ができる限り短くなるような計画としてください。 この場合、当該期間は運営費内訳書(様式10-11)において青年の城の運営費用を見込まずに提案してください。 要求水準書(p. 48)第5の5(1)イの記載を修正しますので、ご参照ください。
67	25	第2	3	(5)	ア 構造	新宿泊研修施設の主要構造部を木造または木造とのハイブリッド構造、もしくは主要構造部の一部を木造化とすると予定価格内にコストを収めることが非常に困難な状況のため、主要構造部ではなく、外装・内装等の一部を木造化・木質化とする提案も可としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
68	26	第2	3	(6)	キ 太陽光発電設備	「停電時に太陽光発電設備による電力を本施設内で利用できる計画とすること」とありますが、どの程度の時間の停電を想定されて、太陽光発電設備の整備に関するサービス対価の算出を行ったのか、ご教示ください。	具体的な運用方法は決まっていますが、自立運転コンセントによる利用程度を要求水準とお考え下さい。
69	31	第3	2	(1)	事前調査業務	提案書作成段階において、現地調査(測量等)を行うことは可能でしょうか? 可能な場合は行う場合の手続き等についてご教示ください。	一般利用者の利用の妨げにならない範囲での見学は可能ですが、提案書作成段階での調査は不可とします。公表されている資料の内容を用いて提案書を作成してください。
70	32	第3	2	(2)	オ 設計図書等	各工事費概算書とは別に工事費内訳明細書が必要とのことですが、こちらは官庁積算用の内訳書ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
71	33	第3	2	(3)	各種申請業務 エ	青年の城に関する施設（本館棟、地下道、食堂棟）を撤去した場合、施設撤去時に多数の高低差・空洞が発生し、これを解消するためには大量の埋戻土や切盛土工が必要になると想定されます。現時点でどのような対応を想定をされているか、ご教示ください。	周辺の地盤面については大きく変えることなく、安定勾配による法面での処理（盛土）を想定しています。
72	33	第3	2	(3)	各種申請業務 エ	上記に関連し、仮に地区外からの土砂搬入・切盛土工が発生した場合、自然公園法含む各種申請許可等の対象になりますでしょうか。工程に大きく影響すると想定されますので、既に関係部局と調整された事項があれば、ご教示ください。	土壌汚染対策法において、3,000㎡以上の面積の土地の形質変更をしようとする場合は、着手する日の30日前までに県への届け出が必要なことを確認しています。その他、工事に伴って必要な申請や許可についても、事業者にて手続きを行ってください。
73	33	第3	2	(3)	各種申請業務 エ	宿泊棟設置部は周辺斜面との相関性を鑑みて、建築物設置後に土砂災害対策防止法上のイエローゾーン・レッドゾーンに指定されることはないでしょうか？	現時点では判断ができないため、現況の法令に則った整備としていただいで構いません。
74	34	第3	4	(1)	対象施設 ア	文化ゾーン以外（中央園路沿いに分散）に遊具等を設置する場合は、自主提案扱いとなるのでしょうか？自主提案となる場合はは事業期間後は撤去扱いとなるのでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。後段について、原則として、県の土地・建物の使用許可を受け、自主事業のために事業者が設置した施設・設備については、許可期間終了後に撤去（原状回復）することとしますが、県と事業者の協議により、県が無償で譲り受ける場合があります。
75	35	第3	4	(3)	オ 施工管理	「原則開園日および開園時間内での工事とすること」とありますが、通常工事は、月～金に実施しております。一方現状の休園日は「10月～3月の月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）と年末年始（12月29日～1月3日）」となっていますが、施工内容・施工計画等によっては、休園日に工事を実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、県と協議の上、防犯面や安全面等に対する必要な措置がある場合には対応してください。
76	37	第3	5	(1)	備品の定義	100,000円未満の備品については事業費に含まれず、事業者の費用で購入するというのでしょうか。	取得価格が100,000円未満の場合は、消耗品として、サービス対価に含まれます。
77	37	第3	5	(2)	要求水準	別添資料15 備品リストに記載の備品の扱いについて、再利用可能なものは事業者にて利用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
78	38	第3	7	(1)	業務概要	青年の城宿泊棟の解体に先んじて各室の備え付け備品・家具等の内部調査期間、若しくは現場説明会の実施をしていただけないでしょうか。	青年の城の備品等の確認を希望する場合は、事前に入札説明書（p.22）第3の8「事務局」へ連絡し、確認したい備品や場所を伝えた上で、個別に確認日の調整を行ってください。なお、現地確認は1事業者につき1回限りとします。なお、公園利用者が備品を使用している場合など、現物確認を希望するすべての備品について確認できることは限らないことをご承知ください。
79	38	第3	7	(1)	業務概要	青年の城等解体建物のCADデータ又は竣工図等採寸可能な資料をいただけないでしょうか。又は測量データをいただけないでしょうか。	解体・撤去の対象施設について、CADデータや測量データはありません。
80	38	第3	7	(1)	ア 対象施設	解体・撤去の対象施設は、「別添資料30 既存建築物一覧」に示されているとおりでありますが、その中の「青年の城 食堂棟」は解体せずに本事業の中で有効活用するような提案は可能でしょうか？ただし、仮に既存建物を有効活用する提案が認められた場合においても、本事業の終了までには解体することが必須となりますでしょうか？	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No.4をご参照ください。
81	38	第3	7	(1)	ア 対象施設	既存の青年の城食堂棟は解体対象とされていますが、新耐震基準の建築物であり、既存ストックの有効活用やイニシャルコストの低減等の観点から、受託後に劣化診断・耐震性・法適合性等を確認したうえで、キャンプサイトの食事提供等に資する付帯施設として継続利用する提案は可能でしょうか。可能な場合、通常同種施設を新築する場合と同程度の安全性・耐久性・維持管理性を確保する考え方でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No.4をご参照ください。
82	38	第3	7	(1)	ア 対象施設	野外活動ゾーンの撤去対象となる建築物以外の施設設備は残置利用と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
83	38	第3	7	(1)	ア 対象施設	施設改修に影響しない位置にある電気、給排水設備の埋設配管（小口径）は埋殺し処理と考えてよろしいでしょうか？	解体・撤去対象から本管までの接続管は原則撤去とします。給水・排水本管、電気高圧線網は存置としてください。
84	38	第3	7	(2)	ア 業務上の留意点	設計業務（P31、第3、2設計業務）に解体撤去は含まれておりませんが、既存図面および現場確認より既存施設を確認の上、解体撤去工事を実施すると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
85	39	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	基礎および杭は原則としてすべて撤去とありますが、可能な限り既存の地形を活かした提案をしたく、基礎および杭の一部を残置する提案は可能でしょうか？	原案のとおりとします。
86	39	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	「別添資料19 吹付けアスベスト等使用実態踏査」を参考として関係法令および法令適用基準に定められた方法により、調査を行うこととありますが、調査費は本事業とは別との認識でよろしいでしょうか？	調査費は本事業に含まれているものとして積算して下さい。
87	39	第3	7	(2)	イ 解体・撤去(イ)	青年の城解体後の基礎・杭等については「原則としてすべて撤去する」とありますが、キャンプサイト等としての造成計画に支障とならない範囲において、一部を残置する提案は可能でしょうか。既存基礎等をすべて撤去する場合、掘削・搬出・埋戻し・新たな土の搬入等により造成工事費や環境負荷が増大する可能性があります。安全性、排水、将来の維持管理、土地利用に支障がないことを確認し、残置範囲・深さ・位置等を図面および記録として整理したうえで、合理的な範囲で残置することについて県と協議できる取扱いとしていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
88	39	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	「希望の橋」の荷重制限は12t以下となっておりますが、野外活動ゾーンにつながる「友情の橋」の荷重制限は何tでしょうか？	現時点で友情の橋の荷重制限は不明ですので、判明次第、県ホームページにて公表します。
89	39	第3	7	(2)	イ 解体・撤去	野外活動ゾーン解体撤去工事に際して大型工事車両の搬入搬出ルートを設定日および園内道中の安全管理を行えば、西ゲートからの進入は可能でしょうか？	可能です。
90	40	第4	1	(3)	業務範囲・業務期間	統括管理業務におけるセルフモニタリング業務の業務期間に設計・建設期間が含まれていませんが、当該期間のセルフモニタリングは不要との理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間もセルフモニタリング業務の対象となります。要求水準書(p.40)第4の1(3)「業務範囲・業務期間」のうち、「ウ 公園施設(新設)・キャンプサイト」および「エ 新宿泊研修施設」のセルフモニタリング業務における業務期間の始期を修正します。
91	40	第4	1	(4)	実施体制	統括責任者について、常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
92	45	第5	1	(1)	基本方針	<p>また、令和9年度中に現指定管理者である財団と連携し、公園の維持管理・運営に必要な業務やノウハウについて十分な引継ぎを受けること。</p> <p>ということですが、現状のマニュアルなどは全て開示、顧客名簿など含めた顧客情報も含めて引き継ぎをしていただけないという理解でよろしいでしょうか。</p>	本施設の維持管理・運営に必要な情報については、契約後に引継ぎを行います。
93	45	第5	1	(2) (3)	対象業務 業務範囲・業務期間	<p>ア体制構築業務、イ予約システム等整備業務、ウ事前広報、利用者受付業務などが令和10年1月から3月末となっていますが、令和10年の運営に伴い、特に予約受付業務などは、1年前から始まるものもあるかと考えております。前倒して準備することを協議することは可能でしょうか。</p>	前倒しでの実施も可としますが、当該分のサービス対価の増額は行いません。
94	46	第5	1	(3)	業務範囲・業務期間	<p>公園施設（既存）及び青年の城のウ欄が○となっており、利用業務は対応必要だと考えますが、事前広報も業務として対応必要でしょうか？</p>	財団からの引継ぎ後に利用者の減少が起こらないよう、効果的な事前広報を行ってください。
95	47	第5	3	(1)	要求水準	<p>全て予約システムに移行した場合は、ペーパー等の利用申請書は廃止し、予約システム内で完結することは可能でしょうか。</p>	紙媒体を廃止し、電子データのみでの予約管理も可としますが、事業期間終了後には問題なく県へ引き継ぎが可能な状態としてください。
96	47	第5	3	(1)	要求水準 ア	<p>WEB予約システムにおける事前決済対応は可能でしょうか？</p>	WEB予約システムにおける事前決済は可能です。
97	47	第5	3	(1)	要求水準 ア	<p>「各施設独自のWEB予約システムを開設し」とありますが、「各施設独自の」とは何を意図されていますでしょうか。新宿泊研修施設やキャンプサイトなど、各施設についてそれぞれ別のWEB予約システムを開設・維持管理・運営することを求める趣旨でしょうか。利用者の利便性を考慮すると、公式Webサイト等において一元的な予約動線を確保することが望ましいと考えますが、そのような提案でも差し支えないでしょうか。</p>	公式Webサイト等において一元的な予約動線を確保した予約システムの構築を可とします。なお、「各施設独自のWEB予約システム」とは、各施設について利用者がWEB上で予約可能な機能を備えることを求める趣旨であり、必ずしも施設ごとに完全に独立したシステムを複数構築することを求めるものではありません。
98	47	第5	3	(1)	要求水準 ア	<p>「少なくとも一般利用（企業、家族、個人など）向けとして」とありますが、団体・学校向けに整備するWEB予約システムについても、本業務およびサービス対価の対象になるという認識でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
99	47	第5	3	(1)	要求水準 ア	予約システム等整備業務について、事業期間中のシステムの「維持管理および運営」に要する費用もサービス対価の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	47	第5	4	(1)	事前広報活動	「供用開始の6ヶ月前までにパンフレット等およびホームページを作成し広報・宣伝活動を行う」また「ホームページは維持管理・運営開始の3ヶ月前から公開する」とありますが、この時期は新施設が建設中であり、完成写真等が用意できないと考えられます。そのため、パンフレットは仮版の作成、ホームページはティザーサイト（予告用サイト）として最低限の情報を掲載して公開し、写真撮影等が可能になり次第、随時完成版へアップデートしていくという運用でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、施設竣工前は完成イメージ画像を使用する等、県民へ本施設の魅力をアピールできるよう工夫をしてください。
101	48	第5	5	(1)	要求水準 ア	移転スケジュールの策定を行うことになっているが、青年の城から新宿泊研修施設への移転時に青年の城を休館することは可能でしょうか？	移転業務に伴う最低限の休館は可とします。ただし、休館期間は事前に県と協議し、利用団体の予約の妨げにならないように配慮してください。
102	48	第5	7	(1)	要求水準	開業イベントは、令和12年(2030年)7月の新宿泊研修施設開業のタイミングだけでなく、令和10年10月のキャンプサイトの開業イベントの規模感などは、2回とも同規模をイメージされていますでしょうか。	開業イベントの内容等は、事業者にてご提案ください。
103	48	第5	7	(1)	要求水準 ア	実施詳細は事業者提案とありますが、観客動員数の目安はありますか。観客はメディア、関係者のみでも良いのでしょうか？	開業イベントの内容等は、事業者にてご提案ください。なお、事業者提案により県民の観覧等も可能です。
104	48	第5	7	(1)	要求水準 ア・イ	開業記念式典の主催者は県となりますでしょうか。「内容や実施時期等詳細については、事業者提案を基本とする」とありますが、式典招待者について「それぞれ60名程度を想定」とある一方で「選定については事前に県と協議すること」とされています。実際には式典の実施内容や進行等について県側の希望が提示される想定でしょうか。	前段について、主催者は県とします。後段について、式典招待者は、事業開始後に県から提示しますが、式典の内容については事業者にてご提案ください。
105	48	第5	7	(1)	要求水準	ウ 内覧会について、対象施設はキャンプサイトおよび新宿泊研修施設でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
106	50	第6	1	(5)	実施体制	「共通ユニフォームを着用するなど」とありますが、業務従事中は施設職員であることが明瞭に判別できれば、共通ユニフォーム以外も可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	50	第6	1	(5)	ア 業務管理職	維持管理業務の業務管理職はP66にある運営業務の業務管理職の施設管理職を指すとの理解でよろしいでしょうか。この場合、運営業務ではなく維持管理業務の範疇でよろしいでしょうか。	運営業務の業務管理職の施設管理職とは別に、維持管理業務の管理を行う業務管理職を配置してください。
108	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書イ	維持修繕計画外での突発修繕費などに金額上限がありますでしょうか？ある場合の上限金額を教えてください。	本事業内で事業者が新設した施設については、計画内外にかかわらず事業費の範囲内で修繕を行ってください。それ以外の施設については、小規模修繕（施設の本来の効用を維持するために必要な修繕で、見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のもの）に関しては、指定管理料に当該経費が見込まれているものとします。
109	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	「別添資料30に示す」とありますが、既存施設において長期修繕計画が必要な施設が明示されておられません。具体的にどの施設を指していますか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 14をご参照ください。
110	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	既存施設の長期修繕計画は、劣化状態などを把握する必要があることから、提案時に提出する必要はなく、各施設の維持管理・運営開始の2ヵ月前までに作成するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	長期修繕計画について、既存施設の一部を対象に作成するとありますが、別添資料30に記載の解体しない施設全てを対象ということでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 14をご参照ください。
112	51	第6	1	(9)	長期修繕計画書	既存施設の長期修繕計画を作成するために、来園者の邪魔にならない範囲で、事業者が独自で既存施設を確認することは可能でしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 69をご参照ください。
113	56	第6	4	(3)	要求水準	(エ) 獣害について、最近の被害状況を教えてください。また、出没頻度が高いエリアはどこでしょうか。	猪による芝生地、草地の土の掘り返しの被害が毎年発生しています。森林に近い草地等で多く発生しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
114	56	第6	4	(3)	イ ハイキングコースの維持管理業務	猪等の獣害による被害箇所への修復については、年間どの程度の費用を想定されて、維持管理運営に関するサービス対価の算出を行ったのか、ご教示ください。なお、これまでの獣害の状況（頻度、程度等）について過去5年程度のデータも合わせてご教示ください。	前段について、現在の主な被害は猪による土の掘り返しであり、指定管理者の従業員が維持管理業務の中で対応していますので、特段の修復費用は見込んでいません。 後段については、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 113をご参照ください。
115	57	第6	6	(3)	要求水準ウ	園内道路の側溝・側溝樹の点検・ごみなどの除去について現在の実施回数をご教示ください	毎週月曜日の午前中に、スポーツゾーンを中心に芝生地や駐車場、園内道路の側溝等の清掃作業を行っています。 また、その作業とは別に落葉が多い時期には、園内道路沿いの側溝の落葉清掃作業を行っています。 台風等の悪天候の後には、園内道路の側溝や側溝樹を含む施設全般について、点検を行っています。
116	58	第6	9	-	緑地管理業務	芝生ランドや文化ゾーン多目的広場の芝生地は枯れなど不具合が生じている箇所が見受けられます。適正な改修後、事業者を引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No. 137の回答をご参照ください。 【参考】 実施方針に関する質問への回答No. 137の回答：既存施設の修繕および備品の更新は、利用者の安全確保等の観点を踏まえて優先すべきものから順次実施します。
117	59	第6	9	(2)	業務の対象範囲	業務の対象範囲は、本公園内の維持管理区域内の緑地とありますが、公園内河川の草刈りなどは含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	59	第6	9	(3)	ア 芝生管理 イ 植え込み地および草地管理 ウ 樹木管理	直近3か年の費用実績をご教示ください。	芝生、草地および樹木管理業務の直近3か年の費用実績は以下のとおりです。 令和5年度：46,813,344円 令和6年度：47,552,745円 令和7年度：54,777,030円
119	61	第6	11	-	修繕計画・更新業務	既存施設については、維持管理業務開始時点で要求水準を全て満たした状態で引渡されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、事業終了時に求められる施設の状態は、引渡し時と同程度の水準（経年劣化除く）との理解でよろしいでしょうか。	前段について、契約時に要求水準を満たしていない施設に関しては、契約時の状況を優先するものとし、契約時の状態以上となるように維持管理業務に当たってください。ただし、事業者が要求水準を満たしていないと考える施設の判断は、その合理的な根拠を県へ示し、県と協議の上で認めるものとします。 後段については、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
120	61	第6	11	-	修繕計画・更新業務	実施方針の質問回答137番にて、「既存施設の修繕および備品の更新は、利用者の安全確保等の観点を踏まえて優先すべきものから順次実施します。」との回答があるため、既存施設の維持管理・運営開始時点での劣化や不具合、修繕未実施箇所が確認された場合については、県の費用負担にて実施との認識でよろしいでしょうか。	各施設の維持管理・運営に支障をきたす程度の劣化や不具合、修繕未実施箇所については、各施設の供用開始までに県と事業者が協議の上、修繕の必要性や費用負担者を判断します。
121	62	第6	11	(4)	ウ(イ)	見積額が1件100万円未満…とありますが芝生地や緑地全体で改修が必要な箇所が数か所あり100万円を超える改修が生じた場合、貴県と協議の上、県負担があるとの理解でよろしいでしょうか。	発生した事象に応じて個別に判断します。
122	62	第6	11	(4)	ウ イ以外の既存施設(イ)	「小規模修繕で対応できない場合は、県へ速やかに報告するとともに対応を協議すること。」とありますが、基本的には、小規模修繕以外(見積額が1件につき100万円(消費税込)以上の場合については、修繕費は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	見積額が1件につき100万円を超えるものの修繕費については、県負担とします。
123	63 64	第7	1	(3) (5)	業務範囲・業務期間 事業者の収入	食事棟はサービス対価に含まれる印がありますが一方で食提供業務は無い印が示されています。食事棟はキャンプサイトの付帯施設ですが新宿泊施設を利用される教育研修を目的とした食事体験の意味合いでサービス対価でよろしいでしょうか。	キャンプサイト利用者の希望により、野外調理等で必要な食材の販売を行うことは食事提供業務としてサービス対価に含めます。入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書添付資料1)に関する質問への回答No. 32の回答もご参照ください。
124	64	第7	1	(5)	事業者の収入	目的外使用料の㎡あたりの単価はいくらでしょうか。	別添資料27を参考に、計算してください。
125	64	第7	1	(5)	事業者の収入	駐車場システムの料金収集方法についてですが、キャッシュレスのみの仕様でも構わないでしょうか?	料金徴収方法については、キャッシュレス決済を導入することとしていますが、学校等の団体利用者の料金支払いに配慮するとともに、障害者等への料金減免に対応できるものとしてください。
126	64	第7	1	(5)	事業者の収入	県主催のイベント実施時も、駐車場料金は有料で、収入は事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	65	第7	1	(6)	利用料金等の設定の考え方	学校利用の食事提供について 現在の食事料金が示され事前に県の承認を得る事とあるが、上限額を示していただくことは可能か	上限額の設定は行いません。別添資料23を参考に事業者にて食事料金をご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
128	65 -	第7 別添 資料 15	1 -	(6) -	利用料金等の 設定の考え方 利用料金の考 え方	新宿泊施設の利用料金の考え方として①県内居住者②県外居住者及び③高校生以下と④その他の区分に分かれ更に学校などの利用の料金設定があります。需要予測及び事業収支計画に影響する為、貴県の利用区分割合のお考えがあればご教示ください。(例：直近3か年の実績で予測した)	青年の城の過去の利用実績をもとに利用区分割合を予測しています。参考までに、過去の利用実績では、県外利用が約65%、県内利用が35%、高校生以下が約75%、その他が約25%となっています。
129	65	第7	1	(7)	光熱水費の負 担	キャンプサイトの水道光熱費も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	キャンプサイト運営に係る光熱水費は事業者負担となります。
130	65	第7	1	(7)	光熱水費の負 担	要求水準書では、実費精算とし、県の負担とすると記載ありますが、入札説明書の別紙3の記載とは齟齬があるように思われますが、実費精算で県の負担の認識でよろしいでしょうか？	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、入札説明書に関する質問への回答No. 42をご参照ください。
131	69	第7	1	(12)	ア ネーミン グライツ	ネーミングライツについて、期中に県および命名権者の都合により発生した印刷物の変更や増刷の費用負担は県もしくは命名権者が妥当と思いますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
132	70	第7	1	(12)	ア、ネーミン グライツ	ネーミングライツは、いつからどの期間を想定されていますでしょうか。	公園内の陸上競技場および青年の城のネーミングライツについては、随時募集しています。ネーミングライツの期間は導入開始後3年間であり、その後3年毎に公募を実施することを予定しています。なお、新宿泊研修施設のネーミングライツの募集・決定は新宿泊研修施設の建設期間中に別途実施予定です。
133	70	第7	1	(12)	ア、ネーミン グライツ	今回の指定期間の途中で導入された場合、印刷物やHPの作り直し等が発生しますが、その場合も事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
134	70	第7	1	(12)	ア、ネーミン グライツ	また、指定期間途中でパートナーが変更になった場合も事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ネーミングライツの期間については、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 132をご参照ください。
135	70	第7	1	(12)	ア ネーミン グライツ	ネーミングライツを導入する場合の想定スケジュールを教えてください。事業者募集や愛称決定は建設期間中に行われるのでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書(入札説明書 添付資料1)に関する質問への回答No. 132をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
136	70	第7	1	(12)	イ 本公園内の工事(ア)	「県は、事業期間内に園内の橋梁（希望の橋）の整備工事を行う予定であり」とありますが、工事期間中も希望の橋は通行可能との理解でよろしいでしょうか。（西と東の移動が可能）。	ご理解のとおりです。
137	70	第7	1	(12)	イ 本公園内の工事(ア)	「県は、事業期間内に園内の橋梁（希望の橋）の整備工事を行う予定であり」とありますが、工事後の舗装等は、事業者にて提案・実施する中央道安全対策の仕様と同じにしたいだけとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	70	第7	1	(12)	イ 本公園内の工事(イ)	「県は、令和9年度以降に事業者の提案内容も踏まえて野外活動ゾーンおよび文化ゾーンのトイレの一部の改修工事を行う予定である」とありますが、工事の実施予定時期（年度・月）、改修予定のトイレの場所をご教示ください。	事業者から提案いただくキャンプサイトおよび付帯設備の位置等を踏まえてトイレの改修内容や時期を検討しますので、現時点で具体的な内容は未定です。
139	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	「別紙25 継続雇用希望職員の状況」に記載されている現給与額はあくまで参考数値として理解してよろしいでしょうか。また月給の他、手当や賞与があるのでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段について、月給のほか、雇用形態に応じて各種手当や賞与を支給されています。
140	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	希望者については採択後面接により合否を判断してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	別添資料25において月給が示されておりますが、合わせて、①勤務時間②毎月の勤務日数③毎月の勤務時間数を教えてください。また、月給以外の支給はないとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、ご質問を踏まえて別添資料25の内容を修正します。なお、修正版の当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。 後段については、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 139をご参照ください。
142	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	別添資料25において月給が示されておりますが、年間の支給額についてもご提示ください。	ご質問を踏まえて別添資料25の内容を修正します。なお、修正版の当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
143	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	別添資料25に示されている職員のうち、青年の夜の夜間対応(夜勤)されている方を教えてください。受付職員と設備員のシフト表を、再委託先の人員も含めてご教示ください。	前段について、正規職員、再雇用職員および嘱託職員のうち、1日2名体制でシフトを組んで青年の夜の夜間対応を行っています。 後段について、参考資料12、参考資料13として追加します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
144	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	青年の城の夜間勤務設備員の業務内容、配置理由(重油の取扱い等、法的な資格要件の有無)についてご教示ください。また、年間の夜間の緊急対応件数と不具合内容についてもご教示ください。	前段について、青年の城で夜間勤務している設備業者の主な業務は、電気設備検針、冷暖房管理、鍵の施錠・開錠および非常時の利用者対応です。 「滋賀県での旅館業の構造設備および維持管理の基準」に基づき、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること(緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制)が求められているため職員を配置しています。 後段について、令和7年度では11件の対応があり、内容は宿泊者の体調不良やケガ等への対応、宿泊室空調の不良、警報器誤報への対応などです。
145	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用	継続雇用を提案するにあたり、別添資料24に提示された組織体制別に、別添資料25の方々を分類していただけますでしょうか。	ご質問を踏まえて別添資料25に職員ごとの現在の所属を追記します。なお、修正版の当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
146	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用イ	現職員の希望があれば、そのまま残っていただく予定ではありませんが、職務内容、ポジションについては、協議の上変更しても良いのか教えていただきたいです。	継続雇用職員の職務内容・ポジションについては、協議の上、変更することも差し支えありません。
147	71	第7	1	(15)	現指定管理者の職員の継続雇用イ	給与は守秘義務資料にある現在の給与と同額相当にしないといけないのか教えていただきたいです。	資料に記載の給与は現時点の給与を参考に示しているものであり、将来の給与水準を定めるものではありません。
148	73	第7	2	(1)	開園時間等	自らが提供するサービスの水準、近隣の類似施設等の状況を勘案し、開園時間等を提案することができる(公園開園時間終了後の新宿泊研施設へのチェックインも可能とする)。ということですが、休園日についても、変更の提案をすることが可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、現在の条例に定める開園時間等の変更には、知事の承認が必要となります。
149	73	第7	2	(2)	酒類・たばこの取り扱い	酒類の飲酒場所・ルールなどは提案可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	73	第7	2	(2)	酒類・たばこの取り扱い	「本公園内は原則禁煙とし」とありますが、現在も喫煙スペースは設けていると認識しています。現実的に必要と思われる、新宿泊棟及びキャンプサイトエリアに喫煙スペースを設けることは可能でしょうか。	運営上やむを得ない場合は、事業者負担により分煙スペースの設置も可能としますが、受動喫煙に十分に配慮し、設置場所について県と協議することとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
151	73	第7	2	(3)	火気の取り扱い	<p>宿泊者等がキャンプファイヤーや焚火等火気を取り扱う場合は原則ファイヤー場に限るものとする。</p> <p>ということですが、キャンプサイトはこの限りではない（キャンプサイト内で焚き火可能）という理解でよろしいでしょうか。また、新宿泊研修施設などの利用者が焚き火をすることができるファイヤーサイトを複数箇所設置してもよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、キャンプサイトでの焚火は原則として認めません。焚火台やBBQコンロを利用する場合で、安全が確保できる場合以外は、ファイヤー場でのみ火気利用を可能とします。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
152	74	第7	3	(3)	ア 共通事項	<p>(ア)事業者は、本公園の利用に際する利用承認、取り消し等を「滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例」および「滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例」に基づいて行うこと。</p> <p>とあるが、利用申請や取り消しについては、所定の様式に則って実施するわけではなく、管理者が定め、県が承認した方法で、実施することができるという理解でよろしいでしょうか。（WEBやメールを用いた利用申請などを含む）</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
153	75	第7	3	(3)	イ等 利用受付	<p>各施設予約の優先順位において予約受付完了した後に、その予約より優先順位の高い予約希望が入った場合には予約をキャンセルするという内容も含まれますでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
154	76	第7	3	(3)	イ等 利用受付	<p>(ウ) キャンプサイトについて、予約開始が1年前については団体を想定した予約開始月かと推測しますが、個人利用の場合は、利用見込みが低いにも関わらず、繁忙期における仮予約といった公平な利用を阻害する予約行動が想定されるため、団体・個人といった属性に応じた適切な予約開始時期を設定することを許容することは可能でしょうか。</p>	<p>利用しようとする日の1年前の属する月の初日から利用受付を開始することを基本とし、団体・個人といった属性に応じた適切な予約開始時期の設定は事業者の判断により可とします。</p>
155	76	第7	3	(3)	イ等 利用受付	<p>「電話や紙台帳で受け付けた予約をインターネット上の予約システムに反映する」旨の記載がありますが、利用者の利便性向上や運営の効率化のため、関連法令（旅館業法等における宿泊者名簿の保存等）の要件を満たすシステムを構築した場合、紙媒体の申請書や台帳類は一切作成・保存せず、完全に電子媒体のみでの運用・保存としてよいか確認させてください</p>	<p>入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 95をご参照ください。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
156	75	第7	3	(3)	イ(ア)青年の城	利用しようとする日の1年前の属する月の初日から利用受付を開始すること。とあるが、団体の人数などを踏まえて、より詳細に設定・提案することは可能か。	利用しようとする日の1年前の属する月の初日から利用受付を開始することを基本とし、団体・個人といった属性に応じた適切な予約開始時期の設定は事業者の判断により可とします。
157	75	第7	3	(3)	イ(イ)新宿泊研修施設	上記と同様	利用しようとする日の1年前の属する月の初日から利用受付を開始することを基本とし、団体・個人といった属性に応じた適切な予約開始時期の設定は事業者の判断により可とします。
158	75	第7	3	(3)	イ(イ)新宿泊研修施設	キャンプサイト宿泊者の大浴場利用の受け入れを行うこと。とあるが、新宿泊施設の利用状況に応じて、利用できる時間などを定め、協議することは可能か。	可能です。
159	75	第7	3	(3)	イ(イ)新宿泊研修施設	キャンプサイト宿泊者の大浴場利用の受け入れを行うこととありますが新宿泊施設利用者が優先される、この理解でよろしいですか。	大浴場の利用に当たっては、新宿泊施設利用者およびキャンプサイト利用者を公平に扱ってください。なお、団体等の利用がある場合には、利用時間に配慮してください。
160	76	第7	3	(3)	イ(エ)スポーツ施設	芝生の管理上の理由から必要に応じて一定の利用制限を加えるとありますが、過去の利用制限期間のご教示をお願いいたします。	直近3ヵ年度の各施設の利用制限期間は以下のとおりです。 陸上競技場：R5年度(25日間)、R6年度(24日間)、R7年度(29日間) 野球場：R5年度(121日間)、R6年度(116日間)、R7年度(144日間) ソフトボール場：R5年度(104日間)、R6年度(93日間)、R7年度(124日間)
161	77	第7	3	(3)	ウ(ア)利用料金等の徴収	(a) (b) (c)に記載されている決済ブランドは、開業時(令和10年4月)において全て必須になりますでしょうか。	開業時においてすべて必須とします。
162	77	第7	3	(3)	ウ(イ)利用料金の減免・還付	利用料金の減免・還付についてR6年度の件数・金額をご教示ください。	直近の令和7年度の利用料金減免実績は以下のとおりです。 宿泊団体の自転車利用の減免：15件、17,545円 駐車料金回数券販売による減免：10,000円券、133件、665,000円 5,000円券、75件、112,500円 2,000円券、165件、82,500円 なお、利用料金の還付実績はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
163	78	第7	4	(3)	ア 共通	障害者の食事提供について、食材の調理加工等、直近年度の対応実績数等ご教示いただけますでしょうか？	青年の城食堂における障害者への食事提供については、利用者からの申し出に応じて、随時、調理方法等の調整を行っています。 なお、対応件数は集計していません。
164	77	第7	4	(3)	エ 新宿泊研修施設内食堂	(イ) 宿泊者以外への食事提供も行うこと。とあるが、すべての時間帯提供しなくてはならないのでしょうか。時間帯や提供頻度（毎日ではなく週何回かなど）などは提案者の提案により定められるという理解でよろしいでしょうか。可能であれば、青年の城・食堂棟のように【必須としない】ということにできないでしょうか。	前段について、宿泊者以外への食事提供の時間帯や頻度は事業者提案とします。後段について、新宿泊研修施設内食堂における宿泊者以外への食事提供は必須とします。
165	78	第7	4	(3)	ウ(ア)	「野外調理等で必要な食材の販売を行うこと」とありますが、調理する場所はキャンプサイトの食事棟という認識でよろしいでしょうか。又、現在の調理場所及び提供方法と令和6年度の実績をご教授ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段について、調理場所は野外活動ゾーンの雨天活動場等で、青年の城食堂の運営事業者が活動場所まで食材を配送しています。 直近の令和7年度では、カレーの材料や米などを中心に、合計9,921件の注文に対応しました。
166	78	第7	4	(3)	オ スポーツ会館レストラン	スポーツ会館レストランの運営について、売店形式への変更や営業時間の見直し等も可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たした形式での運営は可能です。営業時間については、昼食・軽食の提供に適しないと判断する時間に関しては、県と協議の上営業時間外とすることも可とします。
167	79	第7	5	(2)	要求水準力	SNSを活用するとありますが、これは現在使用されている希望が丘のSNSアカウントでということでしょうか。それとも新たに作成する必要があるということでしょうか？	事業者にて新たに作成してください。
168	80	第7	6	(3)	要求水準	主催事業と自主事業の違いは、独立採算以外に違いはありますでしょうか。また定期的なスポーツ教室は主催事業になるのでしょうか。	前段について、主催事業と自主事業の主な違いは、県からのサービス対価の有無の他、主催事業は必須業務ですが、自主事業の実施は事業者任せられている任意業務である点があります。また、自主事業を行う場合は、県へ目的外使用料の支払いが必要となります。 後段について、定期的なスポーツ教室は、主催事業と自主事業のいずれでも実施可能ですので、事業者にてご判断ください。
169	81	第7	7	(3)	要求水準	ウに記載のマイクロバスについて、記載の車両と同等以上の運送能力を有する車両であれば、マイクロバス以外の車種を使用する提案も可能との理解でよろしいでしょうか？	本公園で備品として所有するマイクロバスの送迎サービスは必須とします。なお、マイクロバス以外に、事業者提案によりマイクロバス以外の車種での運行は可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
170	81	第7	7	(3)	要求水準 ウ	「新たなモビリティの導入も積極的に検討し、移手段の改善を実施すること。」とありますが、検討の結果、新たなモビリティを導入できなくても、要求水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	82	第7	9	(1)	基本方針 キ	「自主事業は事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施することや第三者に転貸することは認めない。ただし、県と事業者との間で協議を行い、県の承諾を得た場合は、構成員、協力企業または第三者に業務委託して実施することができる」とありますが、提案書に記載のSPCからの受託企業が実施する場合には、県は承諾するものとの理解でよろしいでしょうか。	契約後に、県と事業者との間で協議を行い、県が承諾をするか判断します。
172	82	第7	9	(2)	実施内容等 ア	自主事業の実施採用等に「ドッグラン」があります。昨今需要は高いと思われ、無償での利用が望ましいとした場合、キャンプサイトエリア及び多目的広場の付帯施設設置であれば整備費用は県のサービス対価でよろしいでしょうか。	ドッグランはキャンプ場運営に必要な付帯施設として認めません。自主事業にて実施してください。
173	82	第7	9	(2)	実施内容等 ア	実施内容等に「公園内を活用したスポーツや音楽等のイベント」とありますが、大規模音楽イベント等の開催について、近隣への音の影響等の観点から、県として想定している制約条件や留意事項があればご教示ください。	多数の参加者が想定される大規模イベントを開催される場合は、近隣施設へ開催内容を周知いただくとともに、周辺道路で渋滞が発生しないように運営方法等にご留意ください。
174	84	第8	-	-	経営管理に関する要求水準	「自らが提案した事業計画」に基づく経営管理について、年度ごとの見直し可否、変更時の事前協議・承認要否を確認したい。	年度ごとの事業計画の見直しを可とします。毎年12月末までに翌年度の事業計画の変更について県と協議を行い、確認を得た内容について翌年1月末までに変更後の事業計画を提出してください。また、当該事業計画の内容を踏まえ、各業務（維持管理業務、運営業務等）の業務計画書を作成するものとし、ただし、事業計画の見直しに伴うサービス対価の変更は行いません。
175	-	別添資料 1	-	-	公園全体計画図	縮尺がわかり、維持管理範囲となっている文化ゾーン北東の園路が全て含まれている全体計画図を提示願いたい。	文化ゾーン北東の園路は別添資料1公園全体計画図に示されております。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
176	-	別添資料15	-	-	備品リスト	維持管理業務の備品を継続利用する考え方からリストにある備品をチェックする機会をもうけることはできますでしょうか。また、耐用年数や次期更新の年度を示す資料はありますか。備品更新する必要可否を調べる為ご教示ください。	前段について、入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 78をご参照ください。 後段について、備品の耐用年数や次期更新の年度を示す資料は作成していません。
177	-	別添資料15	-	-	備品リスト	300超の備品が掲載されていますが少しでも継続利用をする考えから備品をチェックできる機会はありませんでしょうか（前回の質問回答では確認可能とあり）。また、備品の更新時期を示す資料・データはありますか。備品を継続する場合耐用年数把握し更新費用を算出する必要がある為ご教示ください。	前段、後段ともに入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、要求水準書（入札説明書 添付資料1）に関する質問への回答No. 176をご参照ください。
178	-	別添資料19	-	-	吹付けアスベスト等使用実態調査	別添資料19吹付けアスベスト等使用実態調査について、詳細な調査報告書を開示ください。	詳細な調査報告書は現存していません。
179	-	別添資料19	-	-	吹付けアスベスト等使用実態調査	別添資料19吹付けアスベスト等使用実態調査に記載されていない施設にはアスベストはないとの理解でよろしいでしょうか。また、資料に記載のないアスベストがあった場合、その撤去費用は実費精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、別添資料19に記載されている施設以外にアスベストの使用は把握していません。 後段についてはご理解のとおりです。
180	-	別添資料22	-	-	維持管理範囲図	維持管理管理区域外の清掃は不要の考えでおりますが、ハイキングなどの利用者が区域外に入りごみなど放棄することが想定されます。安全確保のための緑地管理以外で維持管理を要する事が過去にありましたでしょうか。	別添資料22の維持管理区域外のハイキングコース等について、ハイキングイベント等で活用する場合には、事前にコースの確認や支障となる樹木の撤去等の維持管理を実施しています。
181	-	別添資料22	-	-	維持管理範囲図	本資料では、事業者が管理するべき維持管理範囲が曖昧のため、維持管理範囲の境界を明確にしたい（地形・地物によるなど）。本公園内で維持管理に起因する不具合等が発生した場合に県・事業者いずれの責任か不明確になります。	本公園は、自然豊かな公園である上、利用者の明確な立ち入りは制限していないため、維持管理範囲の境界は明確にすることが困難です。本公園内で維持管理に起因する不具合等が発生した場合の帰責者等は、発生した事象を踏まえて個別に判断します。
182	-	別添資料22	-	-	維持管理範囲図	「屋外プログラム等で管理区域外の敷地（ハイキングコース等）を使用する場合は、維持管理の対象となる。」とありますが、維持管理対象となるのは、プログラムで使用している時のみとの理解でよろしいでしょうか。	屋外プログラム等で管理区域外の敷地（ハイキングコース等）を使用する場合は、当該実施期間（準備期間、プログラム開催期間、片付け期間等）が対象となります。
183	-	別添資料23	5	-	キャンプサイトにおける利用料金の考え方	学校利用等の場合は利用料金の設定に必要な条件がありますでしょうか。又その場合サービス対価対象となりますでしょうか。	キャンプサイトについては学校利用時の減免規定を設けません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
184	2	別添資料23	-	(1)	□ 宿泊室利用料金および予約運用	できる限り多くの方に効率よく利用していただき施設の稼働率を高めるため、事業者の提案により、一般利用に関して客室の「最低利用人数（例：8名定員の部屋に対して定員の2/3以上など）」を設定すること、もしくは、別添資料26で「先着順」とされている予約ルールについて「定員に近い人数の多いグループを優先する」といった運用基準を設けることは可能でしょうか。	各宿泊室の定員を定めたくえて、最低利用人数を定める運用は可能です。予約の受付順序について、原則は先着順としますが、施設の効率的な利用等を考慮して別途運用基準を設けることも可能とします。
185	2	別添資料23	-	-	3. 宿泊研修施設における利用料金の考え方 及び 要求水準書別添資料23_利用料金の考え方	※「学校利用等」とは、保育所、幼稚園、小学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特定支援学校および小学生、中学生または高校生が所属する教育目的の活動団体が利用する場合をいう。 と記載がありますが、【教育目的の活動団体】というのは、学校の授業だけでなく、部活動も含まれるという理解でしょうか。また、公立私立は関係なく一律という理解でよろしいでしょうか。	前段および後段ともにご理解のとおりです。
186	-	別添資料23	-	-	利用料金の考え方	グランドゴルフ場の芝生管理はサービス対価に含まれると理解しておりますが現在の芝生管理状況がわかる資料がありましたらお示しください。	年間(夏季)8回、指定管理者が乗用リールモアを用いた芝刈り作業を行っています。 病害虫対策業務および施肥等業務の内容がわかる資料については、参考資料14、参考資料15として追加します。なお、当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
187	-	別添資料24	-	-	現指定管理者体制図	要求水準にある維持管理業務の内、屋内外の清掃・保安・修繕更新業務は現在施設管理担当が従事されているのでしょうかそれとも別の担当者も兼務されているのでしょうか。	屋内外の清掃・保安・修繕更新業務は、施設管理担当の職員および屋外整備作業員（パート職員）が従事するとともに、専門業者にも第三者委託を行い、実施しています。
188	-	別添資料24	-	-	現指定管理者組織体制図	現指定管理者組織体制図ですが、() で記された数字をプラスした数が現指定管理者が直接雇用されている人数でしょうか？またその方々の人件費はサービス対価に含めるという認識でよろしいでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。 後段について、要求水準を満たすために必要な人員体制の確保に必要な人件費はサービス対価の対象となります。
189	-	別添資料24	-	-	現指定管理者組織体制図	現指定管理者組織体制図の中の宿泊体験担当者が現状 客室の清掃をしているのか？体制には入っていない他の清掃担当の方がいらっしゃるのか？について教えていただきたいです。	現在の青年の城の宿泊室の清掃については、利用者が利用終了時に自ら実施いただいています。なお、空調機器の周辺などの一部は第三者委託により清掃を実施しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
190	-	別添資料 25	-	-	継続雇用希望職員の状況	現在どこの施設の業務を主に担当をされているのかご教示をお願いいたします。	ご質問を踏まえて別添資料25に職員ごとの現在の所属を追記します。なお、修正版の当該資料は、入札説明書に記載の手続きに則り、守秘義務対象資料の提供を希望した事業者に個別に提供します。
191	-	別添資料 26	-	-	各施設予約の優先順位	特に新宿泊研修施設の予約の優先順位については、本資料に記載のものよりも詳細に設定し、提案可能でしょうか。	別添資料22に記載の予約優先順位を逸脱しない限り、可能です。施設の目的に鑑みて学校等の団体利用に配慮してください。
192		別添資料 27	2	-	食事提供業務	スポーツ会館のレストランの目的外使用料の計算式に記載の建物の価格は本事業でのスポーツ会館の施設整備費（設計費、統括管理業務費含む）でよろしいでしょうか。また、提案時の土地の固定資産評価額を提示いただきたいです。	前段について、スポーツ会館の建物価格の394,765,000円を計算に使用します。後段について、令和7年度の土地の固定資産評価額（野洲市北桜）は、1㎡当たり14,300円ですので、参考にしてください。なお、実際の使用許可時にはその前年の土地の価格で使用料を計算します。
193		別添資料 27	3	-	物品・飲食物等販売等業務および自主事業	物品・飲食物等販売等業務および自主事業の自販機以外における目的外使用料の計算式に記載の建物の価格は当該建物の施設整備費（設計費、統括管理業務費含む）でよろしいでしょうか。また、提案時の各土地の固定資産評価額を提示いただきたいです。	前段について、建物価格は、新宿泊研修施設内での設置であれば、サービス対価A-4になります。後段について、令和7年度の土地の固定資産評価額は以下のとおりです。 野洲市内：14,300円/㎡ 竜王町内：6,800円/㎡ 湖南市内：11,600円/㎡
194		別添資料 27	3	-	■自動販売機設置	自動販売機設置の使用料の3倍程度を目安とする納付金について、納付金とはどういったものでしょうか。事業契約書第16条にはプロフィットシェアに基づくと記載されておりますが、入札説明書別紙4のプロフィットシェアの設定には納付金について記載がありません。	納付金とは、県が自動販売機設置事業者から県施設において自動販売機による商品販売を承認する対価として受け取る金銭のことであり、事業契約書において納付金の記載を修正します。
195	-	別添資料 27	-	-	キャンプサイト設置・自主事業等に係る使用料等の考え方	使用料を計算するにあたり、使用面積は設備の設置面積でしょうか。椅子等の面積は含まないのでしょうか。	使用面積は設備の設置等により土地または建物を占有している面積となります。例えば、幅1m×奥行1mの自動販売機を設置する場合、使用面積は1㎡となります。
196	-	別添資料 28	-	-	キャンプリーター事業について	キャンプリーターの活動に必要な施設整備は必要でしょうか。必要な場合、相応しいと思われる場所、広さ及び機能をご教示ください。	要求水準書（p.80）第7の6(3)イに示す「子どもの体験活動事業等に関わる人材の育成」の実施内容は事業者にてご提案ください。
197	-	別添資料 28	-	-	キャンプリーター事業について	キャンプリーターの活動に報償費の科目で経費支出があると聞いておりますが、令和6年度の実績をご教示ください。	直近の令和7年度における実績は以下のとおりです。 報償費 5,929,140円 交通費(旅費) 3,137,280円 合計 9,066,420円

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
198	-	別添資料 30	-	-	既存建築物一覧	入札説明書等に記載のない建築物・工作物等については、維持管理業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	「別添資料22 維持管理範囲図」の維持管理範囲に含まれるすべての建築物・工作物等は維持管理業務の対象となります。
199	-	別添資料 30	-	-	既存建築物一覧	文-17、文-19のトイレは存置となっておりますが、キャンプサイト計画と干渉する場合、解体可能との理解でよろしいでしょうか。（トイレはキャンプサイト付帯施設として新設） また、解体・新設する場合は、残置した場合に県にて実施予定であった改修工事費相当額をサービス対価A支払い時にサービス対価に含めていただけるとの理解でよいでしょうか。	前段について、撤去予定施設と同等機能以上の施設整備を前提に撤去を認めます。なお、キャンプサイトの付帯施設ではなく、現在の文-17、文-19のトイレと同様に、すべての公園利用者が利用可能なトイレとしてください。 後段については、改修工事費相当額のサービス対価の増額はしません。
200	-	別添資料 30	-	-	既存建築物一覧	野外活動ゾーンの活性化のために、解体予定となっている施設の一部（野外活動センター、東雨天活動場、西雨天活動場など）を残置、利用を継続することは可能でしょうか（改修を行う場合の費用や維持管理費等はサービス対価対象）。	事業者の独自提案による施設の存置は認めますが、存置に伴い必要となる施設の改修費および維持管理・運営費はサービス対価の対象外とします。 また、存置する場合でも事業期間内での解体・撤去は必須とします。
201	-	別添資料 30	-	-	既存建築物一覧	野-79、野-87、野-89、野-90のトイレは存置となっておりますが、解体・新設することも可能との理解でよろしいでしょうか（便器数等は事業者提案）。 また、解体・新設する場合は、残置した場合に県にて実施予定であった改修工事費相当額をサービス対価A支払い時にサービス対価に含めていただけるとの理解でよいでしょうか。	前段について、撤去予定施設と同等機能以上の施設整備を前提に撤去を認めます。規模縮小は認めません。 後段については、改修工事費相当額のサービス対価の増額はしません。
202	188	参考資料 3-1	1	(15)	別表1 令和7年度 芝生管理の数値内訳一覧表	野球場や陸上競技場等、外注されずに現指定管理者様にて直接管理されている施設があると思われませんが、該当される施設の作業内容・仕様・回数についてご教示ください。	野球場、ソフトボール場、陸上競技場については年間(夏季)12回、指定管理者が乗用リールモアを用いた芝刈りを行っています。 グラウンド・ゴルフ場は、年間(夏季)8回、乗用リールモアを用いた芝刈りを行っています。 病害虫対策業務および施肥等業務は、第三者委託により実施していません。
203						屋内テニスコートの目的外使用について、どのような用途で使用されるか教えていただきたいです。	大規模団体(学校団体等)の雨天時の活動場所として使用されています。また、大型スポーツイベント開催時に、荷物置き場や、控え室として使用されています。
204						今回の指定管理期間に予定されている修繕はございますでしょうか。	要求水準書 (p.70) 第7の1(12)イ「本公園内の工事」に示す工事以外の予定はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
205						リース契約しているものがありましたら、ご教示をお願いいたします。	現在、指定管理者がリース契約している備品は以下のとおりです。 青年の城：カラーコピー機（1台）、カラー印刷機（1台）、マイクロバス（1台）、軽自動車（1台） 野外活動センター：モノクロコピー機（1台） スポーツ会館：モノクロコピー機（1台）、軽トラック（1台）

■様式集（入札説明書 添付資料2）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	39	様式3-2	-	-	入札提案書類確認書	P. 85 入札提出書類（提案書） （1）入札提案書類提出届等には様式3-1から様式3-6までをA4縦長ファイルに綴じることと記載されていますが、本表では様式3-4は単独でA3ファイルの綴じると読み取れます。どちらが正しいでしょうか。	「入札提案書類確認書」（様式3-2）に記載の表を正とします。様式集（p. 8）第3の5(1)「入札提案書類提出届等」の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
2	39	様式3-2	-	-	入札提案書類確認書	(2) 入札書のサイズがA4ファイルとなっておりますが、ファイルに綴じた上で、封筒に入れることでよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答①のうち、様式集（入札説明書 添付資料2）に関する質問への回答No. 16をご参照ください。
3	39	様式3-2	-	-	入札提案書類確認書	②提案書のサイズがA4ファイルまたはA3ファイルとなっておりますが、用紙サイズがA4またはA3でファイル綴じとの理解でよろしいでしょうか。	用紙サイズはA4またはA3となりますので、事業者判断にてA4ファイルまたはA3ファイルで綴じて提出してください。
4	39	様式3-2	-	-	入札提案書類確認書	③事業提案概要書（様式12-1）のサイズがA3ファイルとなっておりますが、P. 9（4）事業提案概要書において（3）提案内容に関する提案書と同じファイルに綴じることとなっております。用紙サイズがA3で（3）提案内容に関する提案書と同じA4ファイルに綴じるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集「入札提案書類確認書」（様式3-2）の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
5	43	様式3-6	-	-	光熱水費に係る使用量の提案	入札書説明書別紙3「光熱水費の取り扱い」では、県が支払うサービス対価に含めず、本様式で示す使用量の提案に応じて、県が事業者を支払うとありますが、本使用量の提案はあくまで提案時という理解でよろしいでしょうか。県との調整の中で提案内容に変更が生じた場合は、使用量を再度積算できるという理解でよろしいでしょうか。	入札書説明書別紙3「光熱水費の取り扱い」の記載のとおり、令和10年度～令和15年度については「光熱水費に係る使用量の提案」（様式3-6）記載の使用量を基準とします。その後は、数年ごとに実績使用量の平均値を基準とします。
6	46	様式4-2	-	-	入札価格内訳書	⑭入札価格のうち消費税の非課税分については、本事業では施設整備費に関する割賦金利がないため、本項目は「0ゼロ」で、入札価格（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫）=⑬入札価格のうち消費税の課税対象分、⑬×10%（円未満切り捨て）=⑮入札価格のうち消費税の課税対象分（⑬）に係る消費税、との理解でよろしいでしょうか。また、他の様式も同様に消費税額の算出は、税抜金額×10%（円未満切り捨て）でよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、本事業では施設整備費に関する割賦金利は発生しません。後段については⑭に記載してください。後段について、各費用に適した消費税率を掛け合わせて消費税額を算出してください。
7	-	様式4-2	-	-	入札書価格内訳書	A4横で出力でよろしいでしょうか	A4横で出力してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	52	様式6-3	-	-	統括管理業務費内訳書	本様式はA4縦となっておりますが、数字がかなり小さくなるため、A4横が望ましいと思います。様式9-5維持管理費内訳書、様式10-11運営費内訳書も同様にA4縦となっているので、様式集を修正いただけないでしょうか。	「統括管理業務費内訳書」（様式6-3）、「維持管理費内訳書」（様式9-5）、「運営費内訳書」（様式10-11）はA3横形式とします。様式集における当該様式の※5の記載を修正しますので、併せてご参照ください。
9	-	様式7-14	-	-	設計業務及び建設業務費内訳書	本様式において年度ごとに入力する金額は、各年度の出来形に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。 また、仮に建設期間中の借入を行う場合、金利については、各サービス対価ごとに算出のうえ、必要に応じて項目を追加して記載するとの理解でよろしいでしょうか。 あわせて、入札時に提出する収支計画における年度ごとの出来形払金額については、本様式に記載した金額を根拠として提示するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、中段、後段ともにご理解のとおりです。なお、後段に関連して、各様式の数値に関しては、整合が取れるようにしてください。
10	77	様式9-6	-	-	長期修繕計画書（公園施設・キャンプサイト）	本様式には、キャンプサイトの長期修繕計画書が含まれていますが、キャンプサイトの長期修繕は、サービス対価D-2に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	87	様式10-9	-	-	利用料金等提案表	青年の城の付帯設備にスライド映写機やOHPの記載がありますが、備品として購入する必要がありますでしょうか。それとも既存のものを活用可能でしょうか。	現在青年の城で使用しているスライド映写機およびOHPについては、劣化が進んでおり継続的な利用は困難です。当該設備を利用する場合は更新が必要です。
12	87	様式10-9	-	-	利用料金等提案表	スポーツ施設の利用料金について、早朝利用、夜間利用の利用料は事業者提案でよろしいでしょうか。	早朝利用、夜間利用を提案する場合は、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例別表注4により算出される金額を超えない範囲で提案が可能です。ただし、現在の条例に定める開園時間等の変更には、知事の承認が必要となるため、契約後に早朝利用、夜間利用が認められなかった場合でも、事業費の増額は行いません。
13	93	様式10-10	-	-	利用料金等収入計画書	本様式はA3横8枚となっておりますが、縮尺を調整して、A3横4枚が望ましいと思います。様式11-7長期収支計画書もA3横2枚となっておりA3横1枚が望ましいと思われしますので、様式集を修正いただけないでしょうか。	様式集（p.5）第2の3「入札提出書類（提案書）」の表に示すとおり、「利用料金等収入計画書」（様式10-10）はA3サイズ・必要枚数で、長期収支計画書（様式11-7）はA3サイズ・1枚で作成してください。
14	93	様式10-11	-	-	運営費内訳書	本様式において、利用料金収入の控除の欄がないため、追記願います。	「運営費内訳書」（様式10-11）に利用料金収入の記載は不要です。利用料金等収入は、「利用料金等収入計画書」（様式10-10）に記載してください。ただし、予定価格内に収まる収支計画として提出してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
15	98	様式11-4 様式11-5	-	-	損益計算書 キャッシュフロー計算書	様式11-4損益計算書、様式11-5キャッシュフロー計算書について、施設整備業務、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務それぞれの費用の細かな内訳が記載されていますが、表がかなり煩雑となり、本資料作成に多大な時間がかかることになるため、各業務の合計金額のみを記載する形式に修正いただき、各業務の内訳は、それぞれの各業務に係る様式を参照することとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
16	98	様式11-4	-	-	損益計算書	法人税等の欄に「地方法人特別税」とありますが、現在は廃止されているため、「特別法人事業税」を記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集「損益計算書」（様式11-4）の記載を修正します。
17		様式11-5			キャッシュフロー計算書	R27年度の第4四半期の県から事業者への支払いはR28年度に行われることからR28年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	R28年度にも必要な金額を記載してください。様式集「キャッシュフロー計算書」（様式11-5）を修正します。
18	98	様式11-7	-	-	長期収支計画書	本様式について、事業者による資金調達を行わない場合には、借入金残高の欄、プロジェクトファイナンスに関する指標であるDSCR・LLCRの欄は空欄で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	98	様式11-7	-	-	長期収支計画書	本事業は割賦払いがなく、長期ローンの調達もないため、算出不可能なDSCRやLLCRについては計算は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、様式集（入札説明書 添付資料2）に関する質問への回答No. 18をご参照ください。
20	99	様式11-9	-	-	プロフィットシェアの再投資に関する考え方	「想定する還元額」の記載がもともとされていますが、利益の見込額をどの程度超過するか想定できないため、「想定する還元額」の記載の要否について再考いただけませんか。	原案のとおりとします。あくまでも想定としてご提案ください。
21	98	様式11-7	-	-	長期収支計画書	PIRR、EIRRの各指標については、各年度において算出に必要な計算を行い、F8・F9のセルで各指標を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	101	様式11-11	-	(11)	県内企業等の活用	県産材の調達量・調達先計画・発注額手段とありますが、ここでの県産材とは木材に限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	101	様式11-11	-	-	県内企業等の活用	「地元から雇用した社員への給与は当該発注金額に含めないこと」とありますが、この設定の意図をご教示いただけませんか。	様式11-11に示す表は、県内企業への発注件数及び金額等を把握することを目的としているため、個人への給与は除外してください。
24	101	様式11-11	-	-	県内企業等の活用	現財団の継続雇用希望者の雇用分については、県内企業が行う業務への発注件数及び発注額に含めてよろしいでしょうか。	現財団の継続雇用希望者の雇用分は、県内企業が行う業務への発注件数及び発注額に含めないでください。入札説明書等に関する第1回質問への回答②のうち、様式集（入札説明書 添付資料2）に関する質問への回答No. 23もご参照ください。

■落札者決定基準（入札説明書 添付資料3）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	5	第3	1	3	(5) 新宿泊研修施設	3. (5) の審査の視点に「省資源、温室効果ガスの低減、省エネルギー・再生可能エネルギー等、環境負荷低減について具体的な提案が示されているか」とありますが、入札提出書類（提案書）様式3-6「光熱水費に係る使用料の提案」に記載する使用量の数値は審査対象としないとの理解でよろしいでしょうか。（数値の大小で評価した場合、来園者数・施設利用者数を多く想定した事業者の方が不利となるため）	ご理解のとおりです。
2	6	第3	1	5	(1) 取組方針・実施体制	5. (1) の審査の視点に「本公園の快適性向上、予防保全、ライフサイクルコスト低減（光熱水費の削減等）を踏まえた維持管理に関する取組方針が示されているか」とりますが、入札提出書類（提案書）様式3-6「光熱水費に係る使用料の提案」に記載する使用量の数値は審査対象としないとの理解でよろしいでしょうか。（数値の大小で評価した場合、来園者数・施設利用者数を多く想定した事業者の方が不利となるため）	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）（入札説明書 添付資料4）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第4条	4	-	株主間契約	株主間契約は提案提出前に締結し、本事業終了まで効力のある出資予定者間契約を提出することでも問題ないでしょうか。	一般的な株主間契約の形式及び内容を具備しているものであれば名称は問いません。
2	4	第5条	3	-	仮契約締結	事業契約の仮契約が令和9年4月を目途とされていますが、後ろ倒しとなった場合、基本協定上の義務や準備行為の扱いはどのようになりますでしょうか。	基本協定の締結日が後ろ倒しになる可能性があります。その際にはスケジュールにかかる規定に限り変更になります。基本協定上の義務や効果は、仮契約締結の時期にかかわらず、効力を有します。
3	6	第10条	-	-	違約金	違約金の計算の元となる本事業に係るサービス対価の総額は税抜価格でよろしかったでしょうか。	税込みで計算します。
4	6	第10条	-	-	違約金	第10条に違約金に関する条項がありますが、落札者決定から基本協定締結の間に、万が一事業者が辞退した場合にもなんらのペナルティは課されないという理解に相違ないでしょうか。	本協定に別段の定めがない限りご理解のとおりです。
5	6	第10条	-	-	違約金	「本事業に係るサービス対価の総額」とありますが、税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
6	6	第10条	2	-	違約金	事業契約の締結後において、基本協定書第5条第4項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合には、契約を解除するか否かにかかわらず、本事業に係るサービス対価の総額の100分の10に相当する金額を違約金と超過する損害賠償を支払うことが規定されていますが、事業契約書の第76条第4項では、本施設の引渡し前に、基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含み、本事業契約が解除された場合、サービス対価（施設整備業務）の10分の1に相当する違約金と超過する損害賠償を支払うことが規定されています。この場合、どちらが優先されるのでしょうか。また、二重に課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	事業者が事業契約に基づき発注者に違約金を支払った場合であって、発注者の救済がなされたのであれば、それ以上重複して請求することはありません。なお、違約金を上回る損害があり、これが回復されない場合にはこの限りではありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	6	第10条	2	-	違約金	事業契約の締結後において、基本協定書第5条第4項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合には、契約を解除するか否かにかかわらず、本事業に係るサービス対価の総額の100分の10に相当する金額を違約金と超過する損害賠償を支払うことが規定されていますが、事業契約書の第80条第5項では、本施設の引渡し後に、基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含み、本事業契約が解除された場合、当該事業年度のサービス対価（開業準備業務、維持管理・運営業務）の100分の10に相当する違約金と超過する損害賠償を支払うことが規定されています。この場合、どちらが優先されるのでしょうか。また、二重に課されることはないという理解でよろしいのでしょうか。	事業者が事業契約に基づき発注者に違約金を支払った場合であって、発注者の救済がなされたのであれば、それ以上重複して請求することはありません。なお、違約金を上回る損害があり、これが回復されない場合にはこの限りではありません。
8	6	第10条	2	-	違約金	「本事業に係るサービス対価の総額」とありますが、税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
9	10	別紙2	-	-	出資予定表	別紙1～4は基本協定締結時は別紙2のみ●部分を記載し、それ以外は●のまま基本協定を締結するという理解でよろしいでしょうか。	書式の合意です。別途具体的に規定しご提出ください。
10	12	別紙3	8	-	株主誓約書の様式	「当社は、県の要請により、県が別途定める様式および内容の株式担保権設定契約書を締結の上、自己の保有する事業者の株式に対し、県のために株式担保権を設定し、その対抗要件を具備するものとする」とありますが、当該株式担保権設定契約の設定の意図をご教示ください。また、当該契約書案を開示ください。	意図は株式に担保権を設定することで、県のステップインを可能にし、好ましくない第三者が事業に参加することを防止し、事業の安定を図ることを企図しており、この目的の範囲内で設定することになります。従って、一般的な株式担保を想定しております。
11	13	別紙4	-	-	業務委託・請負企業一覧・契約締結期限	各業務の「契約締結期限」から遅れた場合の取扱いはどうなるかご提示ください。	履行遅滞として処理されますが、契約の重要な要素のみを規定したもので足り、詳細な条件は後から合意していただいても結構です。

■事業契約書（案）（入札説明書 添付資料5）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	9	第1章	-	第9条	第三者に生じた損害	施工についてPFI事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは県がご負担いただけますでしょうか。	PFI事業者が善良な管理者としての注意を払ったことを明らかにした場合、県は、事業者の意見を聴くことにします。
2	9	第1章	-	第9条	第三者に生じた損害 2	不可抗力により第三者に損害が生じた場合にも事業者が負担する旨の規定（第11章の規定に従う）がありますが、不可抗力による損害は予測不可能であり、事業者がその責任を負うのは不合理であると考えます。過去の裁判例からも、通常の安全性を備えている場合や善管注意義務を満たしている場合等には、不可抗力に起因する第三者損害に対する賠償義務はないことから、本件も同様の扱いという理解でよろしいでしょうか（第9条第2項「事業者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱い は、第11章の規定に従う」、第91条第1項の「不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。」の箇所は削除していただけないでしょうか。）。	ご指摘が不可抗力条項の適用が不合理であるということであれば、損害軽減を効果的に行っていただく等の目的で事業者に一定の負担を求める趣旨です。原案のとおりとします。
3	9	第1章	-	第10条	契約の保証	「本事業契約の締結日まで」とありますが、具体的には事業契約の本契約締結日（2027年7月頃）まで、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	9	第1章	-	第10条	契約の保証	契約保証金の額は「サービス対価（施設整備業務）の合計金額の100分の10以上」「当該事業年度のサービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運営業務）の予定額の合計額の100分の10以上」とありますが、共に税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
5	9	第1章	-	第10条	契約の保証 4	履行保証保険について、事業者が付保とありますが、建設企業や維持管理運営企業が締結することも可能との理解でよろしいでしょうか。	第10条第1項第6号として以下を新設し、契約書において修正します。 (6) 本契約の履行のために第三者との間に請負契約等を締結することとなっている場合で、当該請負契約等に関し、契約の相手方を被保険者とする履行保証保険契約が締結され、かつ、当該保険契約に係る契約の相手方の保険金支払請求権に県の質権が設定される時、その他特定事業契約の履行を確保するために知事が必要と認める措置が講ぜられるとき。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
6	9	第1章	-	第10条	契約の保証 4	履行保証保険の保険金額について、「サービス対価（施設整備業務）の合計額の100分の10以上」とありますが、段階的に引渡し、供用開始することが想定されており、引渡分のサービス対価相当は保証金額より減額される理解でよろしいでしょうか。また、当該金額には消費税及び地方消費税相当額を含むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	9	第1章	-	第10条	契約の保証 4	施設整備期間中の履行保証に係る保証金額については、サービス対価B（統括管理業務の対価）は含まれず、施設整備業務に係る対価のみを対象とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	10	第1章	-	第10条	契約の保証 8	2行目に第2項に基づき納付された契約保証金とありますが、第3項の誤りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修正します。
9	10	第1章	-	第10条	契約の保証 8	第16条に基づき、とありますが、第17条の誤りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書において修正します。
10	11	第1章	-	第14条	保険の付保等	事業契約書（案）では「別紙3に定める保険に加入すること」とされていますが、別紙3には加入すべき保険の具体的な内容が記載されていないものと認識しております。要求水準書には開業準備期間及び維持管理・運営期間における第三者賠償責任保険への加入について記載がありますが、施設整備期間中に付保すべき保険の内容は明示されていないように見受けられます。上記につき、施設整備期間中の保険については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たした提案を行ってください。
11	12	第3章	第1節	第19条	施設整備業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
12	12	第3章	第2節	第21条	設計業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
13	15	第3章	第3節	第28条	建設業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	19	第3章	第3節	第41条	整備施設の引渡し遅延による費用負担 ²	事業者の帰責事由による引渡し遅延について、事業者は、県が負担した増加費用または損害を負担するほか、第98条の率による違約金を支払うこととされています。損害の支払が重複して受注者にとって負担が過大であると思われ、また負担金額の想定も難しいため、第98条の率による違約金のみとしていただけないでしょうか。 また、県に違約金以上の損害が生じた場合も、超過額を事業者が支払うこととされていますが、同様に第98条の率による違約金のみとしていただけないでしょうか。	98条は遅延に関する一般規定であり、本条において遅延による損害が回復している限りにおいて98条により重複して請求することはありません。
15	19	第3章	第3節	第41条	整備施設の引渡し等遅延による費用負担 ⁴	昨今のような国際情勢を理由とした建築資材納入遅れは不可抗力と考えるよろしいでしょうか	国際情勢により起こった事象を踏まえ、事業者が契約内容を履行できない恐れがある場合は、事業者がその根拠を示した上で、県と協議を行うこととします。
16	19	第3章	第3節	第42条	契約不適合責任 ³	公園施設（新設）・キャンプサイトは令和14年9月末まで設計建設期間がある一方で、令和10年7月・10月に一部供用開始が設定されていますが、部分引渡し・部分使用の対象範囲、検査基準、瑕疵対応の考え方はどのようになるのでしょうか	公共工事での部分引渡し、部分仕様と同等とお考え下さい。
17	20	第3章	第4節	第43条	工事監理業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
18	21	第4章	-	第45条	統括管理業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
19	21	第5章	-	第49条	開業準備業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
20	22	第6章	第1節	第55条	指定管理者による管理 ²	「本指定がその効力を生じた場合には」とありますが、指定管理者としての議決は、事業契約の本契約と同じく2027年7月の議会承認で得られる見込みとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	23	第6章	第1節	第57条	光熱水費の負担	要求水準書第7.1(7)に「必須事業の光熱水費は実費精算とし県の負担とする」となっている内容が読み取れないため、本条項に規定いただけないでしょうか。	契約書に規定がない場合には、要求水準書の規定が適用されます。
22	23	第6章	第2節	第59条	維持管理業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	24	第6章	第2節	第63条	本施設損傷時の取扱い	事業契約書（案）第63条において、帰責者不明の人為的な損傷等は事業者負担で修繕するとされていますが、本事業の対象が不特定多数の利用者が出入りする開放性の高い公園であることを踏まえると、事業者の通常の巡回・監視等のみで第三者による損傷を常時防止し、又は原因者を特定することには一定の限界があるものと考えます。つきましては、当該損傷について直ちに一律の県負担とすることが難しい場合であっても、少なくとも事業者に明確な帰責事由がないケースについては、修繕費用負担を県と事業者で協議できる取扱いとしていただけないでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
24	24	第6章	第2節	第63条	本施設損傷時の取扱い	施設利用者の通常使用の範囲による損傷等については、事業者で修繕は不要との理解でよろしいでしょうか。また、施設利用者の故意もしくは過失による損傷等、施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等についての責任と費用を事業者が負うことは、過大な負担となるため、県負担としていただけないでしょうか。	事業者のリスク負担です。原案のとおりとします。
25	25	第6章	第3節	第65条	運營業務の実施	事業者が善管注意義務を尽くした場合でも避けることができない損害については、別途協議としていただけますでしょうか。	県は、事業者の意見を聴くことにします。
26	25	第6章	第3節	第68条	利用料金等2	「事業者は、該当する各整備施設の各規定に従い、指定管理者として各整備施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする」とありますが、SPCから運營業務の委託を受けている構成員または協力企業が直接利用料金を収受することが可能との理解でよろしいでしょうか。	自らの収入とできるのは指定管理者のみとなります。
27	25	第6章	第3節	第69条	物品・飲食等販売業務および自主事業	物品・飲食等販売業務および自主事業から得られた収入は、事業者の収入とする。とありますが、SPCを通さずに、実際に事業をする事業者の収入としてもよろしいでしょうか。	本契約の当事者SPCであり、本契約のSPCの義務を果たす限りにおいて、金員の扱いは構成員内でご調整ください。
28	29	第8章	第2節	第76条	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、県が支払うべきサービス対価（施設整備業務）（但し、サービス対価（施設整備業務）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1に相当する金額を違約金として県が指定する期間内に支払う」と記載がございますが、本件は割賦が無い案件かと存じます。こちら誤記でしたら削除をお願いいたします。	ご指摘のとおり、本件では割賦払いがありません。割賦払いがない以上、本規定は空文化されますので原案の通りとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
29	29	第8章	第2節	第76条	整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等4	「サービス対価（施設整備業務）の10分の1に相当する金額」とありますが、税抜金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
30	31	第8章	第3節	第80条	整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等5	「当該事業年度のサービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運營業務）の合計額の100分の10に相当する金額」とありますが、税抜金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
31	35	第10章	-	第89条	法令変更による増加費用または損害の扱い	「合理的な範囲で県がサービスサービス対価の減額を決定」とあり、サービスが2重記載で誤植かと存じますので、修正をお願い致します。	ご指摘のとおりです。事業契約書において修正します。
32	47	別紙4	-	-	保証書の様式	保証書は、施設整備業務を担う構成員または協力企業の連名で提出することでもよろしいでしょうか。	建設企業全員の記名押印をお願いします。
33	53	別紙9	-	-	不可抗力による増加費用の負担割合	サービス対価（施設整備業務）の合計金額相当額の1パーセントとありますが、当該金額は税抜金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。
34	53	別紙9	-	-	不可抗力による増加費用の負担割合	不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（統括管理業務）、サービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運營業務）の合計金額相当額の1パーセントとありますが、当該金額は税抜金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	税込みで計算します。